

静岡県森の力再生事業

評価と提言 報告書

中間とりまとめ

静岡県森の力再生事業評価委員会

平成 27 年 1 月 22 日

■ 目次

○ 「森の力再生事業」のこれまでの取組と成果	・・・	5
I 「静岡県もりづくり県民税」の概要と税収等の状況	・・・	6
II 「森の力再生事業」の取組	・・・	10
III 「森の力再生事業」の成果	・・・	14
IV 「静岡県もりづくり県民税」と「森の力再生事業」の普及啓発	・・・	42
○ 「森の力再生事業評価委員会」による評価と提言	・・・	47
I 事業の執行及び効果に関する評価	・・・	48
II 今後の「もりづくり」への提言	・・・	48
○ 「静岡県森の力再生事業評価委員会」開催実績	・・・	51
○ 資料編	・・・	67
(資料1) 静岡県もりづくり県民税条例		
(資料2) 静岡県森の力再生基金条例		
(資料3) 静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱		
(資料4) 静岡県森の力再生事業評価委員会運営要領		
(資料5) 静岡県森の力再生事業評価委員会委員名簿		
(資料6) 用語説明		

○「森の力再生事業」のこれまでの
取組と成果

私たち、「静岡県森の力再生事業評価委員会」は、静岡県がこれまで実施した「森の力再生事業」の執行状況と事業の効果について検証し、以下のとおりこれまでの静岡県の取組と成果についてとりまとめました。

I 「静岡県もりづくり県民税」の概要と税収等の状況

1 「静岡県もりづくり県民税」について

(1) 税の概要

静岡県には、富士山や南アルプスに広がる天然林や先人が大切に守り育てた人工林等、県土の3分の2に多彩な森林が広がっています。

森林には「土砂災害の防止（山崩れの防止）」や「水源の涵（かん）養（水を蓄える）」等の様々な働き（「森の力」）がありますが、手入れが行き届かない森林では、この「森の力」が低下して、県民の生活に影響がでることが心配されます。

そこで静岡県では、平成18年4月1日から「森の力」を回復するための取組（「森の力再生事業」）を始めています。

「静岡県もりづくり県民税」は、「森の力」を回復するための費用を、森林の恩恵を受けている県民に幅広く負担していただくものです。

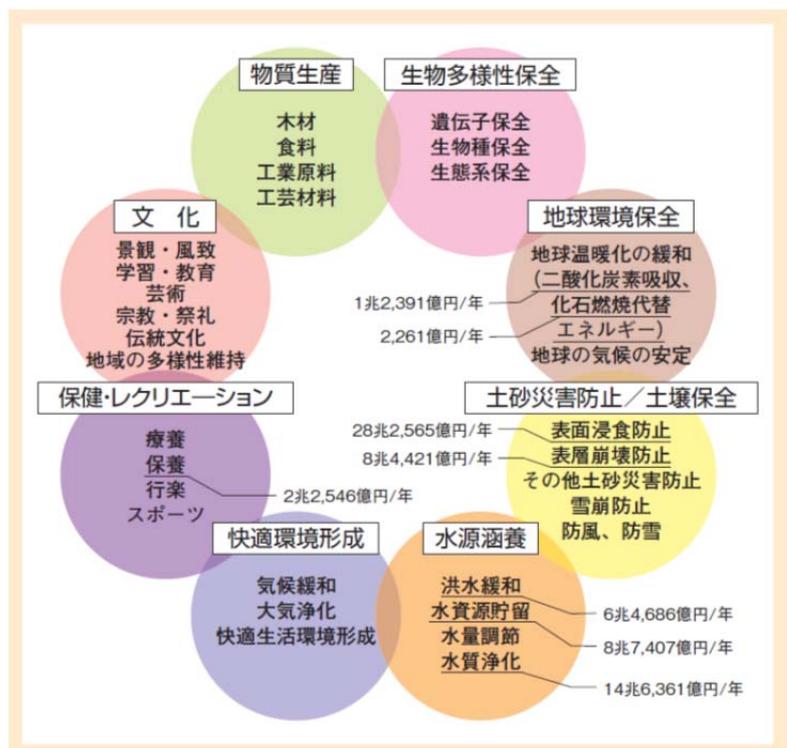
(2) 「森の力」とは

森林は、様々な働きを通じて県民生活の安定や経済の健全な発展に寄与しています。これらの働きは、「森林の有する多面的機能」と呼ばれています。

森林の有する多面的機能には、公益的機能と木材等の物質生産機能が含まれます。

静岡県では、この公益的機能のことを「森の力」と呼んでいます。

「森の力」のうち代表的なものには、地表を覆う落葉や下層植生が雨による土砂の流出や崩壊を防ぐ機能（土砂災害の防止）や土壌がスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより、洪水を緩



森林の有する多面的機能
（『森林・林業白書』より）

和させるとともに、雨水を水資源として貯留し、あわせて水質を浄化する機能（水源の涵養）があります。

(3) 「森の力」の回復とは

間伐を行っていない森林は、光が差し込まず下層植生が失われているため、雨水によって土壌の流出が生じます（森林の荒廃）。

「森の力」の回復とは、荒廃した森林で強度な間伐を行うことによって多様な植物が生える環境を整えた結果、地表が下層植生に覆われ、上木が健全に成長している状態のことをいいます。

(4) 税導入の経緯

森林の荒廃が進行することで、「森の力」が失われて県民生活に様々な悪影響が及ぶことが懸念されます。

このため、様々な方面からいただいた意見を踏まえて、新たな税負担によって荒廃した森林の再生を進めることになりました。

① 「森づくり百年の計委員会」での検討(平成 15 年 3 月～平成 17 年 3 月)

● 既存施策の評価

造林・林道・林業振興など既存の事業を評価し、「必要性や効果が低いものは無いが、所有者等による整備が期待できない森林に対する事業が無い」と指摘しました。

● 提言(平成 16 年 11 月)

「荒廃森林の再生は、森林所有者による経済ベースでの整備が困難な森林について、県民の協力を得ながら公的関与を拡大するもので、標準的施策を超える先進的施策と認められることから、県民に対し新たな負担を求めることが必要である。」と提言しました。

② 県民理解の醸成

● タウンミーティング(平成 16 年 5 月～6 月)

県内 54 箇所(43 市町村)で開催し、県民 1,889 名が参加しました。参加者に対するアンケートでは、71%が理解を示しました。

● 新たな県民負担についてのアンケート(平成 16 年 6 月～7 月)

県民 4,000 人を対象にアンケートを実施しました（うち 1,317 人が回答）。荒廃森林再生のための費用負担について、67%が理解を示しました。

● 森林新税に係るアンケート(平成 17 年 7 月～8 月)

県内各界の有識者及び県民 772 人を対象にアンケートを実施しました（うち 449 人が回答。）。荒廃森林再生のための費用負担について、83%が理解を示しました。

③ 関係条例の制定

平成 17 年 12 月県議会で「もりづくり県民税条例」案が可決し、平成 17 年 12 月 26 日から施行されることになりました。また平成 18 年 2 月県

議会では「森の力再生基金条例」案が可決し、平成 18 年 3 月 24 日に施行されることになりました。

④ 「森の力再生事業」の開始

平成 18 年度から、平成 27 年度までの 10 年間で、事業費 84 億万円、事業量 12,000ha を計画する「森の力再生事業」を開始しました。

また、事業の効果を検証する体制として、「森の力再生事業評価委員会」が設置されました（第 1 期 19 年 1 月～23 年 5 月、第 2 期 23 年 5 月～25 年 5 月、第 3 期 25 年 5 月～）。

(5) 税の仕組み（課税方式）

荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費の財源を確保するため、県民税均等割の額に一定額を上乗せする「県民税均等割超過課税方式」を採用しています。

(6) 税額・税率

① 個人の場合

年額 400 円（県民税均等割に 400 円を加算し徴収）

② 法人の場合

法人県民税均等割額の 5 %

資本金等の金額別の年税額は下表のとおりです。

資本金等の額	法人県民税均等割額（標準税率）	もりづくり県民税年税額
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

(7) 課税期間

課税期間は当初平成 18 年度からの 5 年間として、5 年目に見直すこととしていましたが、平成 22 年度に検討を行い、税率を変更せずに 5 年間（平成 27 年度まで）延長することになりました。

2 「静岡県もりづくり県民税」の税収等の状況

税収額については、毎年度 10 億円弱で推移しており、平成 25 年度までの 8 年間の総額は約 75 億 3 千万円となっています。

(単位：百万円・%)

年度	個人県民税	法人県民税	税収額計	対前年比
平成 18 年度	6 6 8	3 0	6 9 8	—
平成 19 年度	7 5 6	1 8 8	9 4 4	1 3 5. 2
平成 20 年度	7 8 8	1 9 6	9 8 4	1 0 4. 3
平成 21 年度	7 9 3	1 8 9	9 8 2	9 9. 8
平成 22 年度	7 8 3	1 9 6	9 7 9	9 9. 7
平成 23 年度	7 8 4	1 9 5	9 7 9	1 0 0. 0
平成 24 年度	7 8 1	1 9 4	9 7 5	9 9. 6
平成 25 年度	7 9 4	1 9 6	9 9 0	1 0 1. 5
実績合計	6, 1 4 7	1, 3 8 4	7, 5 3 1	
平成 26 年度	7 7 6	1 9 3	9 6 9	9 7. 4

※ 決算額ベース。ただし、平成 26 年度は当初予算額。

3 「静岡県森の力再生基金」の推移

「静岡県森の力再生基金」は、「静岡県もりづくり県民税」と運用益を積立てたもので、当基金を財源として「森の力再生事業」を実施しています。

「静岡県もりづくり県民税」は、「静岡県森の力再生基金条例」で定められた事業に活用するため明確に経理を区分し基金に積み立てています。

平成 25 年度までの「静岡県森の力再生基金」の積立額は、「静岡県もりづくり県民税」から市町への徴収取扱費の交付分を差し引いた約 74 億 8 千万円となっています（平成 19 年以降は、制度改正により、徴収した「静岡県もりづくり県民税」からの市町へ徴収取扱費の交付が不要になりました。）。

(単位：百万円)

年度	税積立額	運用益	基金計	累計
平成 18 年度	6 5 1	1	6 5 2	—
平成 19 年度	9 3 7	3	9 4 0	1, 5 9 2
平成 20 年度	9 7 6	4	9 8 0	2, 5 7 2
平成 21 年度	9 8 1	1	9 8 2	3, 5 5 4
平成 22 年度	9 7 1	1	9 7 2	4, 5 2 6
平成 23 年度	9 8 5	1	9 8 6	5, 5 1 2
平成 24 年度	9 7 5	1	9 7 6	6, 4 8 8
平成 25 年度	9 9 6	1	9 9 7	7, 4 8 5
平成 26 年度	9 6 9	1	9 7 0	8, 4 5 5

※ 決算額ベース。ただし、平成 26 年度は当初予算額。

II 「森の力再生事業」の実績

1 「森の力再生事業」の概要

(1) 事業の目的

公益的機能を発揮させる必要があるものの、権利者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林を整備し、土砂災害の防止や水源の涵養等の「森の力」を回復させています。

(2) 全体計画

当初計画では事業費 84 億円、事業量 12,000ha でしたが、平成 22 年度に計画の見直しを行い、事業費 95 億 8,800 万円、事業量 12,300ha としています。

この事業量（面積）は、平成 25 年 6 月にリニューアルオープンした草薙総合運動場硬式野球場（19,616 m²）の 6,270 個分に相当し、県民（平成 26 年度 12 月 1 日現在 3,695,868 人）一人あたりでは 33.3 m²の森林を整備する計算になります。

（単位：事業量 ha、事業費 百万円）

区 分		当初計画		変更計画		増減	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
人工林再生整備事業	強度の間伐	11,600	7,164	11,650	7,352	50	188
	機能回復型	11,600	7,164	11,600	7,317	-	153
	機能強化型	-	-	50	35	50	35
	風倒木処理	300	831	270	752	▲30	▲79
竹林・広葉樹林等再生整備		100	314	380	1,296	280	982
事業評価・県民広報		-	91	-	188	-	97
合計		12,000	8,400	12,300	9,588	300	1,188

(3) 事業実績

平成 18 年度の事業開始から 9 か年を経過した平成 26 年度末までの実績（見込）は、11,000ha で、事業の進捗率は 89%となっています。

（単位：上段 事業量 ha、下段 事業費 百万円）

	区分						合計	累計面積（進捗率）
	人工林再生整備				竹林・広葉樹林再生整備	事業評価・県民広報		
	強度の間伐		風倒木処理					
	機能回復型	機能強化型						
H18 実績	857	857		18	2		877	877
	558	558		60	6	6	630	(7%)

H 19 実績	1,143 791	1,143 791		20 52	8 27	9	1,171 879	2,048 (17%)
H 20 実績	1,310 872	1,310 872		37 88	16 62	7	1,363 1,029	3,411 (28%)
H 21 実績	1,270 852	1,270 852		21 68	20 73	8	1,311 1,001	4,722 (38%)
H 22 実績	1,496 774	1,496 774		19 36	34 85	19	1,549 914	6,271 (51%)
H 23 実績	1,230 699	1,229 698	1 1	54 79	58 166	8	1,342 952	7,613 (62%)
H 24 実績	1,057 670	1,056 669	1 1	62 106	84 251	9	1,203 1,036	8,816 (72%)
H 25 実績	863 641	862 640	1 1	30 67	75 257	7	968 972	9,784 (80%)
H 26 計画	1,077 669	1,070 664	7 5	57 77	82 246	14	1,216 1,006	11,000 (89%)
合計見込	10,303 6,526	10,293 6,518	10 8	318 633	379 1,173	88	11,000 8,420	

※ 計の不一致は四捨五入による

※ %は全体計画（12,300ha）に対する累計の進捗率

2 各事業の概要

下草が生えず、表土が流出するおそれのあるスギ・ヒノキの人工林や、放置されて過密になった竹林・広葉樹林を伐採し、針葉樹と広葉樹が混じった森林や、多様な樹種が生育する森林に導き、「森の力」の回復を図っています。

また、整備作業の安全性や効率性を確保するための簡易作業路（作業車道・作業歩道）や、土砂の移動を抑制するための伐採した木竹等を利用した簡易な柵等も設置しています。

(1) 人工林再生整備事業（一般型）

樹木が込み合い暗くなったスギ・ヒノキの森林では、間伐して地表に光をあてることで、下草や広葉樹が芽生え生長します。このため、手入れが行き届かず荒廃した3～11齢級（11～55年生）のスギ・ヒノキの人工林に強度の間伐（環境伐）を行います。

平成25年度末までの8年間で1,017箇所9,226haの人工林を整備しました。

整備前



整備後



立木が込み合っていて、下草が生えていないため、表土が流れるおそれがある。

強度に間伐を行い、下草が回復し、広葉樹が生えてくることを期待。

(H24 施工 静岡市葵区湯ノ島)

(2) 人工林再生整備事業（森林災害対応型）

台風等により倒れたスギ・ヒノキは、大雨による流出で被害が拡大するおそれがあります。このため、集団的に発生した倒木や集団的に倒木が発生するおそれのある立木を伐採したり、片付けたりします。

平成 25 年度末までの 8 年間で 201 箇所 261ha の人工林を整備しました。

整備前



整備後



集団で倒木が発生しており、放置すると植生の回復が遅れ、表土の流出のおそれがある。

倒木を片づけ、下草が回復し、広葉樹が生えてくることを期待。

(H24 施工 御殿場市神山)

(3) 竹林・広葉樹林等再生整備事業

社会状況の変化により薪炭や落葉、竹等が燃料や肥料、資材として使われなくなったことから、里山の森林は長期間放置された状態にあります。

また、放置された都市近郊の竹林は、周囲の宅地や畑、森林に侵入するおそれがあります。

このため、適正な立木密度への誘導や樹種の転換を図ることを目的とした伐採（整理伐）を行います。

平成 25 年度末までの 8 年間で竹林を 206 箇所 190ha、広葉樹林を 47 箇所 107ha 整備しました。

① 竹林整備

整備前



竹が密生していて、他の樹木が生育することができない。

整備後



竹を伐採し、多様な広葉樹の発生を促す。

皆伐

(H25 施工 富士宮市下袖野)

② 広葉樹林整備

整備前



常緑広葉樹が密生していて、他の樹木が生育することができない。

整備後



適切な密度となるよう伐採し、多様な広葉樹の発生を促す。

伐採

(H24 施工 賀茂郡伊豆町下賀茂)

Ⅲ 「森の力再生事業」の成果

1 「森の力」の回復

(1) 下層植生の回復

森林は、雨滴を下層植生や落葉落枝で受け止め、土の中に蓄えます。また、雨滴が直接地面に当たる衝撃は、下層植生や落葉落枝で受け止めることによって緩和され、地表の侵食や土砂の流出が抑制されます。

「森の力再生事業」では、「もりづくり県民税」によって実施した事業による「森の力」の回復効果を、県民の皆様に客観的にお示しするため、整備後、3年を経過した全ての施工箇所を対象に下層植生の回復状況を調査して、数量的な評価を行っています。

(2) 下層植生の回復状況調査の方法

5メートル四方の調査点（調査用プロット）を1ヘクタール当たり原則1箇所設定し、下層植生が地表を覆う面積の割合（実被覆率）を3段階で判定しています。

① 調査者：整備者及び権利者

② 調査時期：毎年度6月～11月

③ 調査方法：

- ・ 事業を実施した際に調査用プロット（大きさは、5×5m）を設定
- ・ プロット数は、1ha当たり1箇所を設定（最大10箇所）
- ・ 調査プロットの植被率を調査

④ 調査結果：各プロットの被覆率の結果を基に、プロット周辺の状況も確認し、ア～ウのうち、最も箇所数の多い「回復状況」をその施工地の「回復状況」と判定する

⑤ 「回復状況」（判定基準）：

判定	実植被率
ア「順調に回復」	20%を超える
イ「今後、回復が見込まれる」	10%を超え20%以下
ウ「回復が見込まれない」	10%以下

(3) 調査の結果

平成26年度までに調査（平成23年度までの施工地）した結果では、99%の施工箇所で下層植生が「順調に回復」しました。

なお、整備後の森林については、「森の力再生事業の実施に関する協定書」に基づき、整備者の協力のもと権利者が適正に管理しています。

施工年度	箇所数 オ	施工後3年を経過した下層植生の回復状況					
		調査年度	順調に回復 ア	今後、回復が見込まれる イ	回復が見込まれない ウ	その他 エ	回復率 (%) ア/オ*100
平成18年度	114	21年度	114	0	0	0	100
平成19年度	156	22年度	155	1	0	0	99
平成20年度	179	23年度	178	1	0	0	99
平成21年度	169	24年度	169	0	0	0	100
平成22年度	179	25年度	177	2	0	0	99
平成23年度	175	26年度	174	0	0	1	99
合計	972		967	4	0	※1	99

※ 施工箇所手前の林道の法面が豪雨により崩壊し通行不能となったため、調査未実施

表 年度別施工後3年を経過した下層植生の回復状況

① 人工林再生整備事業（一般型）

整備直後



強度に間伐を行い、地表に光を当てる。

3年後



下草が回復し、広葉樹が発生している（表土の流出が抑制されている。）。

（H18 施工 島田市伊久美）

② 人工林再生整備（森林災害対応型）

整備直後



倒木を片づけ、地表に光を当てる。

回復

3年後



下草が回復し、広葉樹が発生している（表土の流出が抑制されている。）。

（H18、19 施工 伊豆市大平）

③ 竹林・広葉樹林等再生整備事業

整備直後



放置され、密生した竹を伐採し、地表に光を当てる。

回復

3年後



広葉樹が発生している（表土の流出が抑制されている。）。

（H21 施工 藤枝市下藪田）

茎の先端が食べられているため成長できない

「今後、回復が見込まれる」箇所は、東部農林事務所管内と中部農林事務所管内の施工地に一部あります。

「順調に回復」している箇所と比べ、回復が遅れている要因としては、東部農林事務所管内ではシカ等による食害、中部農林事務所管内では標高が高い箇所での下層植生の生育の遅れ等があります。



(H20 施工 伊豆市修善寺)

「今後、回復が見込まれる」箇所

については、引き続き「順調に回復」するまで調査を継続します。

また、整備後、おおむね5年を経過しても、「順調に回復」していない箇所では、再環境伐（追加の間伐）や広葉樹の植栽等の再整備を行い、植生の回復を図っています。

植栽した広葉樹（クヌギ）とシカによる食害を防止するために設置したネット

再環境伐を行った後の切り株

再環境伐と広葉樹の植栽を行った結果、下層植生の回復が見られる。

回復した下層植生



(H25 再整備 伊豆市湯ヶ島)

なお、平成 27 年度の調査の結果、「順調に回復」していない箇所については、平成 27 年度中に再整備を行います。

(4) 二酸化炭素の吸収量

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス、特に二酸化炭素の濃度を増加させないことが重要ですが、適切に管理された森林は、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たしています。

政府は、京都議定書※の温室効果ガス削減目標6%のうち、適切に管理された森林による二酸化炭素の吸収によって3.8%の削減を確保することとし、森林による吸収量の確保に向け、平成19年度から平成24年度までの6年間で330万ha(年平均55万ha)の間伐の実施を目標にしました(平成25年度から平成32年度までの8年間では年平均52万ha)。

静岡県は、「森林共生基本計画」において、年間森林整備面積の目標を10,000haと定めて、造林や下刈り、除伐、間伐等の森林の適正な整備に取り組んでいます。

「森の力再生事業」で8年間に整備した約9,800haの森林により吸収される二酸化炭素は、年間56,000トンと推定(※)され、これは、自家用自動車24,000台(1台あたり約2.3トン)の1年間の排出量に相当します。

※ 森林による吸収量は、農林水産省が使用する以下の計算方法を使って推定しています。

吸収量(炭素トン/年)＝

幹の体積の増加量(m³/年)×容積密度(トン/m³)×炭素含有率

用語	説明	計算に使用した数値
幹の体積の増加量	樹木の種類と林齢がわかれば平均的な幹材積を調べることができる「収穫表」を利用して計算しています。	1.56
容積密度	体積を重さに変える係数のことをいいます。	44 / 12
炭素含有率	樹木の重さのうち炭素が占める重さの割合のことをいいます。	0.5

これらの数値に「森の力再生事業」による整備済面積(9,784ha)を乗じて森林による吸収量を推定しました。

(5) 上木の生育等

上木(伐採しなかったスギ・ヒノキ)は、樹幹の成長によって胸高直径※が大きくなり、崩壊した土砂や土石流、風倒に対する抵抗力が向上します。

「森の力再生事業」では、平成 25 年度から下層植生の回復状況の調査と合わせて、上木の生育状況についても調査しています。

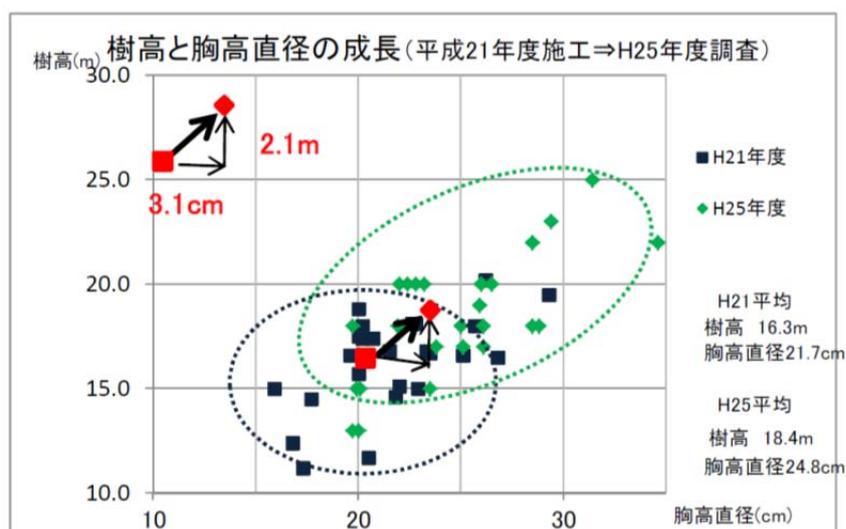
調査は、平成 19 年度から平成 21 年度に施工した箇所のうち、平成 25 年度に行った下層植生の回復状況調査において、「今後、回復が見込まれる」と判定した 25 箇所で行いました。

施工年度	平成 25 年度 上木調査箇所	調査結果※	
		樹高の増加	胸高直径の増加
平成 19 年度	4	+ 4. 2 m	+ 4. 6 cm
平成 20 年度	9	+ 2. 1 m	+ 5. 0 cm
平成 21 年度	1 2	+ 2. 1 m	+ 3. 1 cm
合計	2 5		

※ 施工時との比較

表 上木の生育状況（平成 25 年度調査）

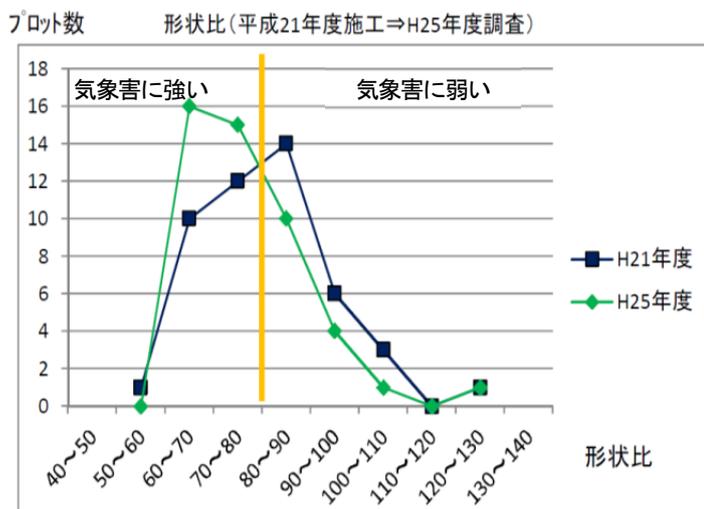
調査の結果、上木は、樹高や胸高直径が増加し、樹冠※と樹冠との間が狭まってきており、順調に成長していることが確認できました。また土壌の侵食は全ての調査地で確認されませんでした。



平成 21 年度施工地（12 箇所）
では、平均で樹高が 2.1m、
胸高直径が 3.1 cm 成長。

気象害に弱いといわれている形状比※80を超えるプロット数が減少し、気象害に強い森林が増加。

また、平成26年度には平成22年度に施工した箇所のうち、平成25年度に行った下層植生の回復状況調査において、「今後、回復が見込まれる」と判定した5箇所で行いました。



施工年度	平成26年度 上木調査箇所	調査結果※	
		樹高の増加	胸高直径の増加
平成22年度	5	+1.0 m	+4.0 cm

※ 施工時との比較

表 上木の生育状況 (平成26年度調査)

調査の結果、上木は、樹高や胸高直径が増加しており、順調に生育していました。

(6) その他の効果

倒木の処理や、危険木・繁茂した竹の除去などによって、次のような効果も見られました。

- 倒木や土砂災害に対する県民の不安が緩和
- 地域住民の裏山への入り込みや管理が容易に
- 野生鳥獣のねぐらを除去し、農作物等の被害が軽減

(7) モニタリング調査

森林内が暗く下層植生が失われることにより、地表が侵食して土砂が流出し、「森の力」が低下します。

「森の力再生事業」では、下草が生えず、表土が流出するおそれのある人工林の抜き切り(間伐)や、放置されて過密になった竹林・広葉樹林の皆伐等を行い、「森の力」の回復に努めています。

静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターでは、「森の力再生事業」が、「森の力」の発揮に及ぼす短期的な効果を検証するため、施工地での

下層植生の侵入状況や環境伐が立木に与える影響、森林土壌の表面侵食の程度、生物多様性などの追跡調査（モニタリング調査）を行っています。

調査は平成18年度から行っており、調査箇所は平成18年度と19年度の施工地のうち、人工林再生整備事業10箇所、竹林・広葉樹林等再生整備事業2箇所です。

表 モニタリング箇所の概況

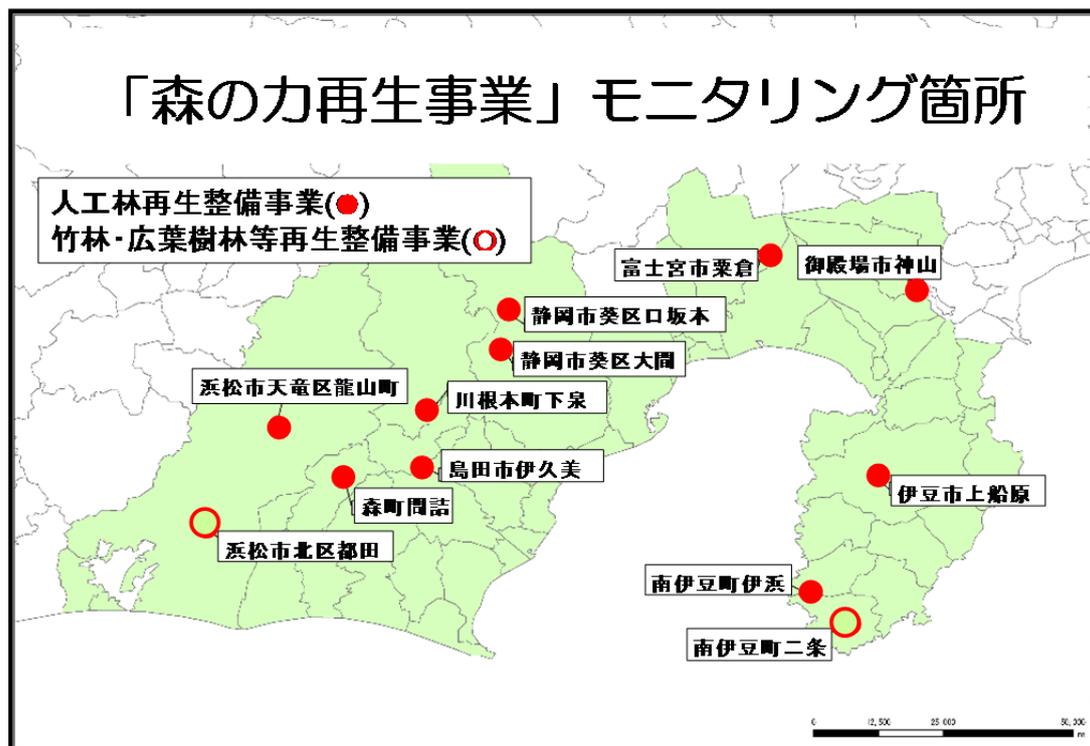
区分	所在地	樹種	林齢	標高	方位	傾斜
人工林再生整備事業	南伊豆町伊浜	スギ・ヒノキ	38	420-460	SW	20-25
	伊豆市上船原	スギ・ヒノキ	34-40	270-360	NE, M, SE	15-36
	御殿場市神山	スギ・ヒノキ	44-54	640-700	S, SW, W, NW	20-35
	富士宮市栗倉	スギ・ヒノキ	24-55	1020-1030	S, SW	4-10
	静岡市葵区口坂本	スギ・ヒノキ	49	1030-1100	SE, S	15-32
	静岡市葵区大間	スギ・ヒノキ	40	820-860	SE, S	20-34
	川根本町下泉	スギ・ヒノキ	40	590-660	W, SW	23-36
	島田市伊久美	スギ・ヒノキ	30-40	510-560	E, EN	10-35
	森町間詰	スギ・ヒノキ	43-45	380-420	N, NW	10-35
	浜松市天竜区龍山町	スギ・ヒノキ	29-35	790-830	S, SW	25-45
竹林・広葉樹林等再生整備	南伊豆町二条	モウソウチク	-	50	E	30-35
	浜松市北区都田町	マダケ	-	60-70	N, NE	15-30

林齢：平成18年（施工時）の数値。

伐採方法：静岡市葵区大間は傾斜方向の列状伐採、その他は等高線方向の列状伐採

伊豆市上船原、静岡市葵区大間、島田市伊久美は平成19年から調査した箇所で、平成18年（施工時）は未調査。

竹林・広葉樹林等再生整備の2箇所は平成20年から調査した箇所で、平成19年（施工時）は未調査。



① 人工林再生整備事業

人工林再生整備事業の施工地では、下層植生の植被率と、発生した広葉樹の本数密度・種数・樹高、上木であるスギ・ヒノキの樹高・胸高直径・開空度※、土砂移動量、生物多様性の経年変化を調べています。

● 下層植生（低木層（高さ1～3m）・草本層（高さ1m以下））の植被率

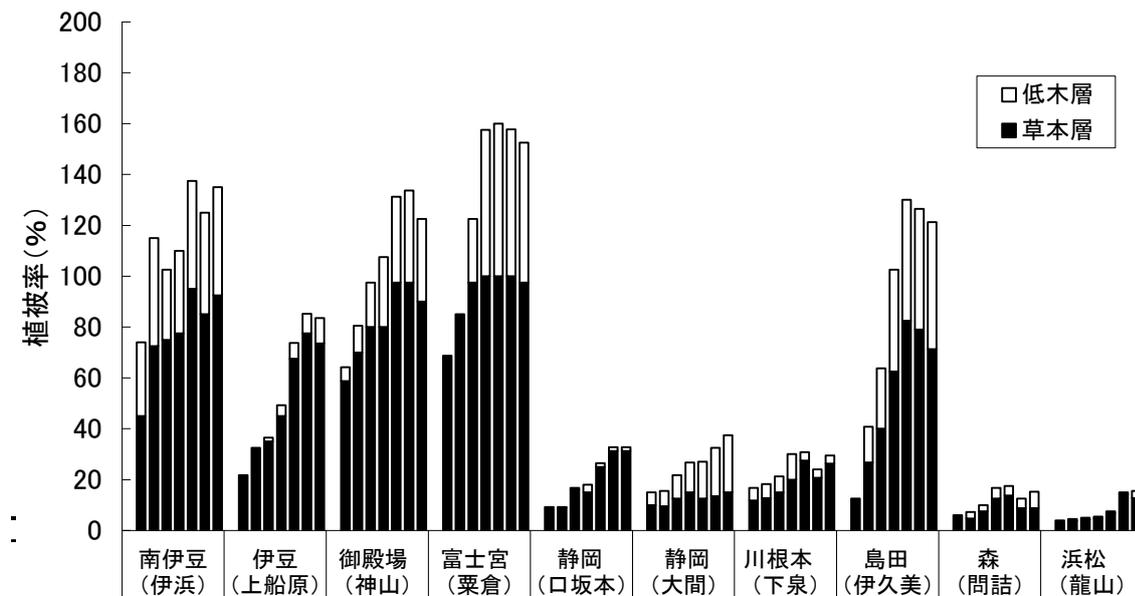
低木層・草本層を占めているのは、施工後に発生した草本や広葉樹です。これらの植被率を見ると、全ての調査地において平成25年度の値が施工直後よりも大きくなりました。

調査地別では、最も植被率が高いのは富士宮市粟倉で、低木層と草本層を合わせて135%になりました。

低木層もしくは草本層のみで20%を超えている場所がほとんどでしたが、森町問詰と浜松市龍山町の2箇所では、20%を下回りました。

植被率の低い調査地では、いずれもシカ等による食害が確認されていることから、獣害が植被率の回復を妨げる要因のひとつと考えられます。

また、多くの調査地で施工後5～6年で植被率の増加が頭打ちになっています。これは、土に埋まっていた種子が施工後、数年で一斉に発芽したため、施工の効果が現れた結果だと考えられます。



※左から平成18年度～25年度。

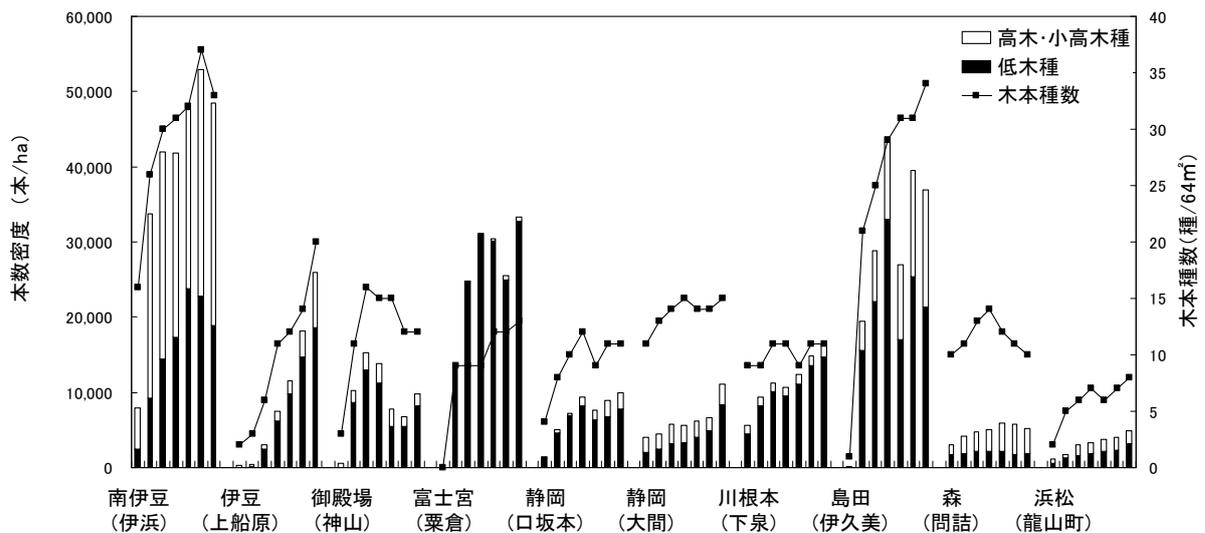
図 低木層・草本層の植被率

● 発生した広葉樹の本数密度・種数・樹高

広葉樹の本数密度も植被率と同様の傾向にあります。全ての調査地で平成25年度の値が施工直後よりも大きくなりました。

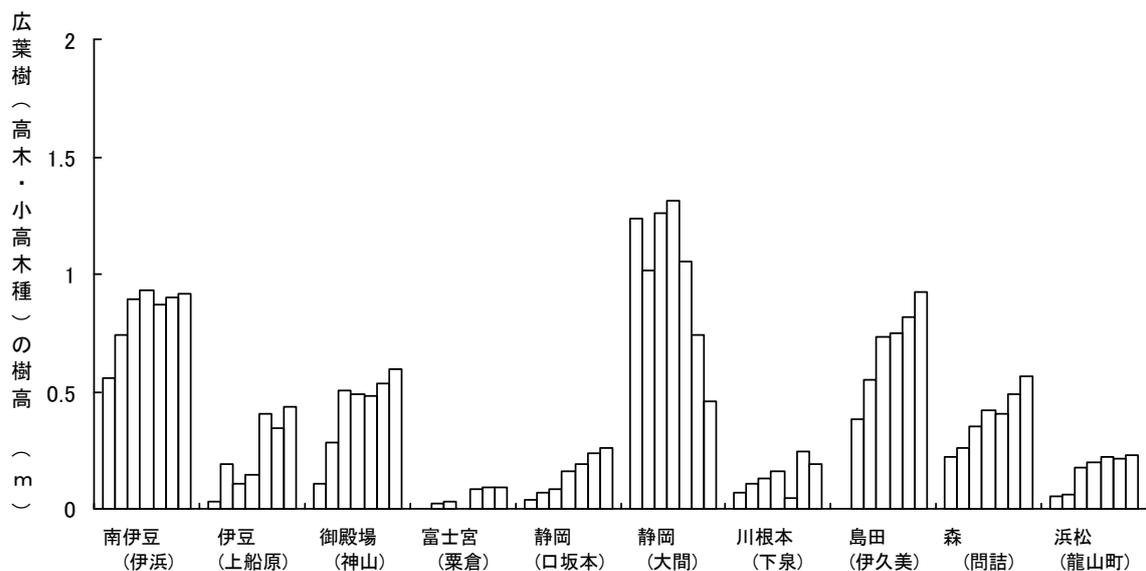
種数も増加している箇所がほとんどで、最も多い34種が確認された島田市伊久美では、施工直後より33種増加しました。

樹高もほとんどの調査地で高くなっており、発生した広葉樹は着実に成長していることが分かりました。



※左から平成 18 年度～25 年度。木本種数は箇所当たりの調査面積 (64 m²=4 m²/サブプロット×4個×4プロット) による。

図 広葉樹の発生数と種数



※左から平成 18 年度～25 年度。

図 広葉樹の樹高

● スギ・ヒノキの樹高・胸高直径・開空度

スギ・ヒノキの樹高、胸高直径は、平成 19 年度と比較してそれぞれ 1.2m、2.5cm 増大しており、着実に成長していることが分かりました。また、樹高を胸高直径で除した形状比は年々低下しており、平成 25 年度には 76 となりました。

形状比が 80 以上であると気象害に弱いとされています。

施工地の上木の形状比は年々低下していることから、気象害に強い形状に順調に変化しています。

しかし、施工数年後と比較し、形状比の低下は緩やかになってきています。これは、樹高の成長に対し、胸高直径の成長が緩やかになっていることを示しています。

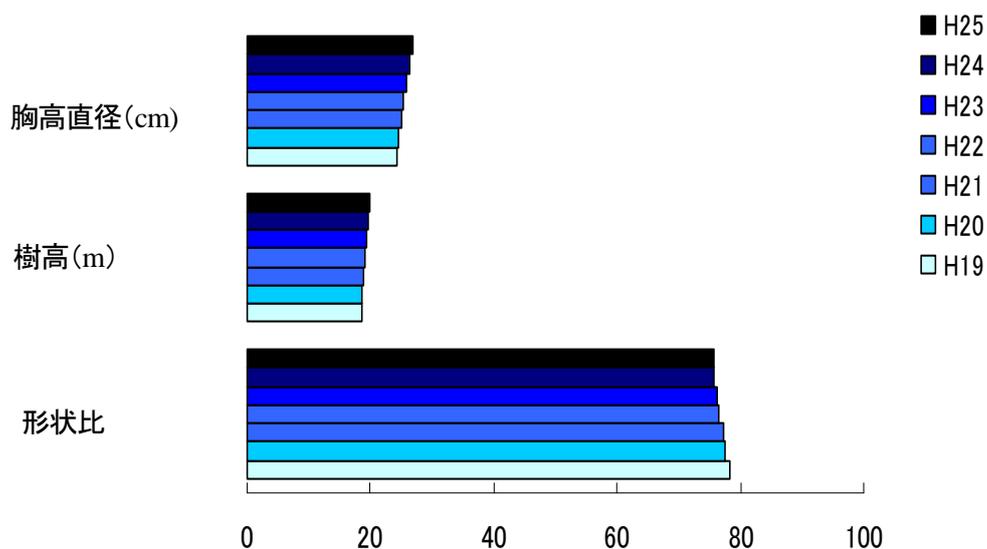


図 上木の胸高直径と樹高、形状比（全箇所 averages）

また、開空度は施工当初 20% でしたが、経年的に低下し、平成 25 年度には 13% となりました。これは、間伐で空いた空間に上木の枝葉が伸びたためと考えられます。

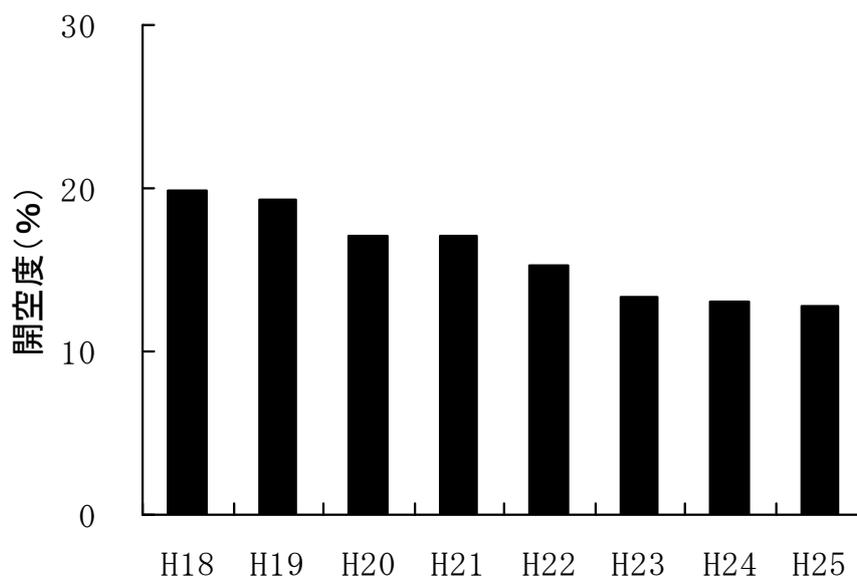


図 開空度（全箇所 averages）

● 土砂の移動

富士宮市精進川、伊豆市湯ヶ島及び浜松市龍山町では、雨滴による土砂移動の経年変化を調べています。

土砂のうち、雨滴の衝撃によって移動が起こりやすい細土（直径2mm以下）が移動した量に注目し、移動レート※を求め、落葉落枝と下層植生が地表に占める割合（林床被覆率）との関係を調べています。

【富士宮市精進川】

施工後、植生の回復が順調に進み、平成25年度の林床被覆率は約85%、うち下層植生の被覆率は65%となりました。土砂の移動量は、施工を行った平成22年度には増えているものの、平成23年度からは施工前である平成21年度よりも減少しています。

平成22年度は、施工を行うことによって地表がかく乱されたために移動量は増加しましたが、その後は下層植生の回復に伴い、雨滴の衝撃が緩和されたことにより、減少に転じたと考えられます。

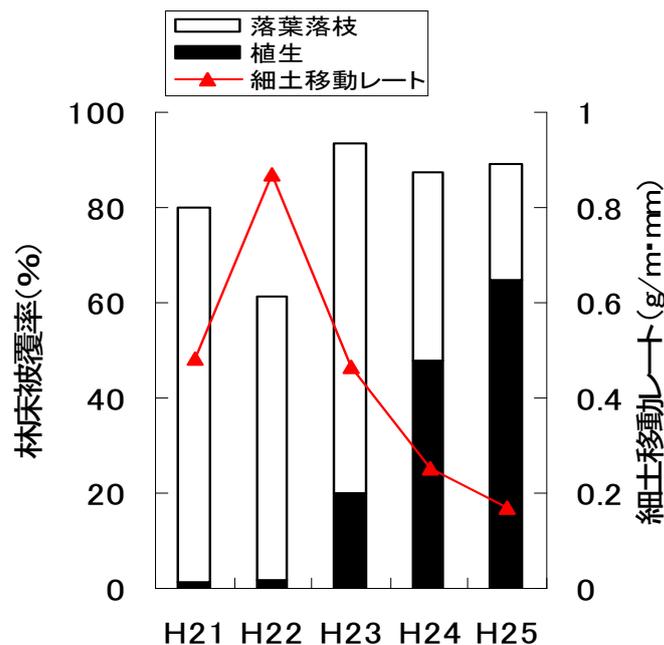


図 富士宮市精進川における林床被覆率と降水量あたりの細土移動レート

【伊豆市湯ヶ島】

平成25年度の林床被覆率は75%、うち下層植生の被覆率は23%となり、富士宮市精進川に比べて植生の回復は遅れています。この理由としてはシカ等による食害が考えられます。

この調査地での土砂の移動量は、下層植生の被覆率が12%を超えた平成24年度からは減少傾向にあるものの、平成21年度からの一定の傾向は見られませんでした。

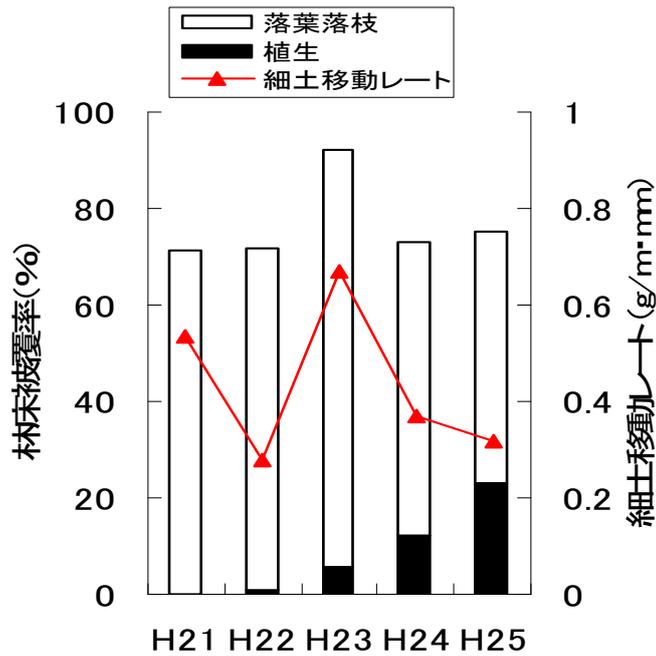


図 伊豆市湯ヶ島における林床被覆率と降水量あたりの細土移動レート

【浜松市龍山町】

調査の結果、土砂の移動量には目立った変化は見られませんでした。

この理由として、下層植生の被覆率が10%に達しておらず、雨滴の衝撃が緩和されなかったことが考えられます。

しかし、ここは全調査箇所の中でも植生の回復が遅い箇所であり、植生の回復が順調な場所では土砂の移動が減少している可能性があります。

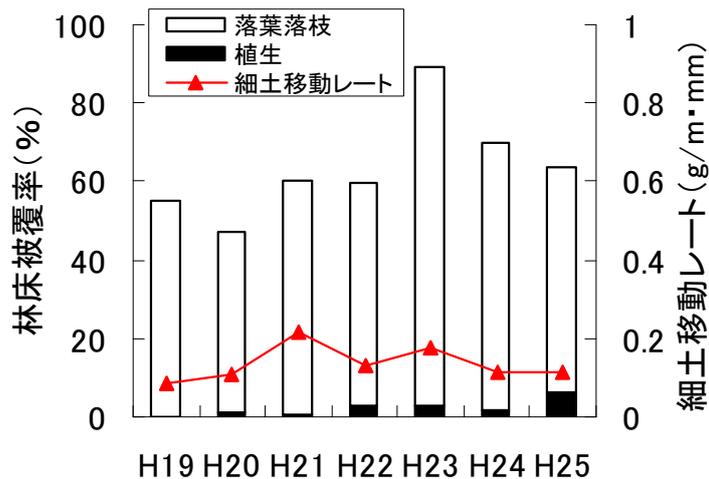


図 浜松市龍山町における林床被覆率と降水量あたりの細土移動レート

● 生物多様性調査

御殿場市神山では、施工地における生物多様性の経年変化を調べています。

生物界で最も多様性に富む昆虫のうち、森林土壌を主な生息域としている甲虫類を、施工地及び隣接した森林に対照を設けて捕獲し、その種数と個体数の調査を行っています。

種数は、対照と比較して平成 20 年度は少なく、平成 21 年度からは多くなりました。

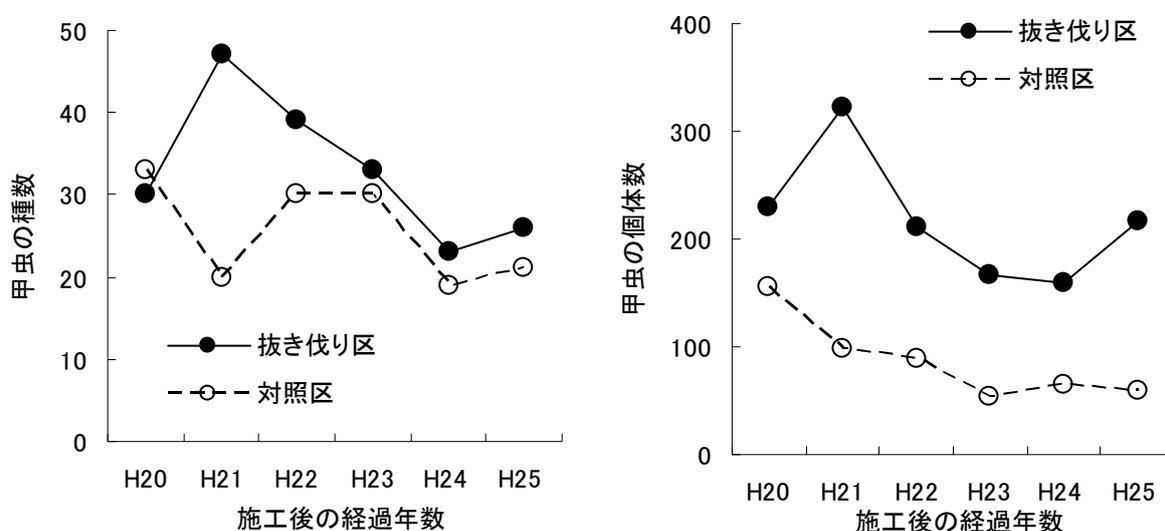


図 御殿場市神山における甲虫の種数 (左) 及び個体数 (右) の経年変化

② 竹林・広葉樹林等再生整備事業

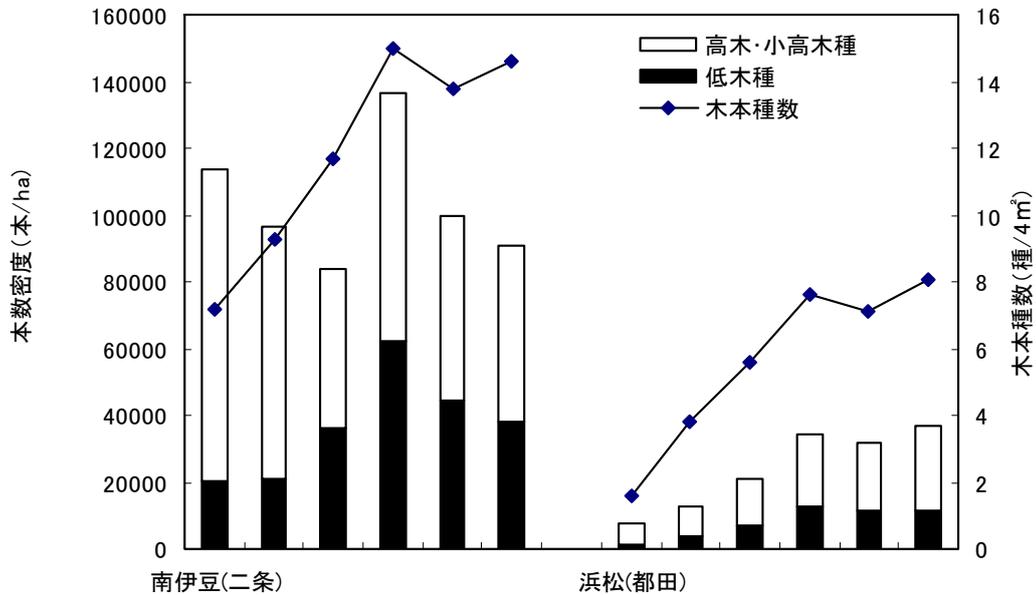
竹林・広葉樹林等再生整備事業の施工地では、発生した広葉樹の密度・種数・樹高の経年変化とタケの再発生数を調べています。

● 発生した広葉樹の密度・種数・樹高

南伊豆町二条では、施工直後の 113,750 本/ha から施工 3 年後には 84,063 本/ha まで減少し、施工 4 年目に 136,251 本/ha に増加しましたが、その後平成 25 年度には 90,938 本/ha まで減少しました。これにはカラスザンショウやアカメガシワ、モミジイチゴなどの先駆性樹種※の密度が同様の傾向にあり、光環境の改善による増加と競合による減少が起きていると考えられます。

浜松市北区都田では施工直後の 7,500 本/ha から 4 年後の 34,219 本/ha まで経年的に増加しました。しかしその後は頭打ちになり、平成 25 年度は 36,875 本/ha となりました。

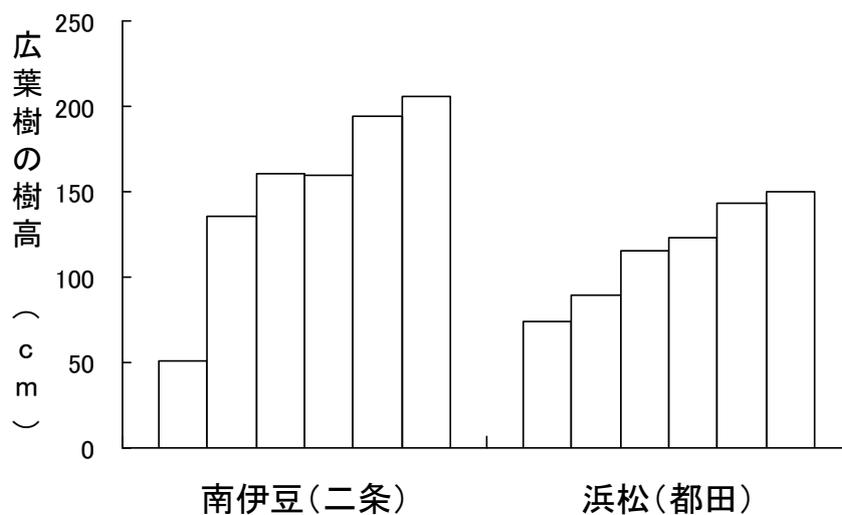
発生した種数については、両調査地とも施工直後より増加しており、平成 25 年度には南伊豆町二条では約 7 種から約 15 種まで 2 倍程度に、浜松市北区都田では約 2 種から約 8 種まで 4 倍程度に増加しました。



※左から平成 20 年度～25 年度。

図 広葉樹の密度と種数

これらの広葉樹の樹高は平成 22 年度には平均で 63 cm でしたが平成 25 年度には 178 cm まで成長していました。



※左から平成 20 年度～25 年度。

図 広葉樹の樹高

● タケの再発生数

南伊豆町二条では、毎年若タケ刈り※が行われており、施工1年後には15,938/ha、再発生したタケが確認できましたが、施工4年後には発生しなくなりました。しかし、平成25年度にはわずかながらタケが再発生しています。

浜松市北区都田では、平成20年度に除草剤の散布、平成24年度に若タケ刈りが行われました。除草剤の散布、若タケ刈りが行われても翌年にはタケは再発生しています。

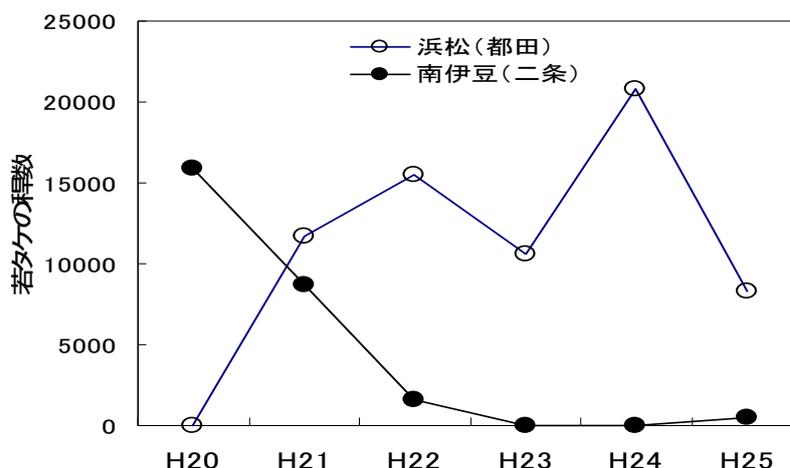


図 再発生した竹の稈数

③ 調査の結果等

● 人工林再生整備事業

【下層植生（低木層（高さ1～3m）・草本層（高さ1m以下））の植被率】

- ・ 施工後5～6年目まで、下層植生の植被率が増加
- ・ シカ等による食害が確認された

施工後5～6年目まで、下層植生の植被率が増加していることが分かりました。これは土に埋まっていた種子が施工後の数年間で一斉に発芽したため、施工の効果が現れた結果だと考えられます。

しかし植被率が20%に満たない箇所も2箇所確認されました。これらの調査地では、いずれもシカ等による食害が確認されています。植生の回復が順調な箇所では、土壌の侵食が軽減する可能性が示唆されたことから、植被率の低い箇所では、今後植生が順調に回復できるよう適切な対策を講じる必要があります。

【発生した広葉樹の本数密度・種数・樹高】

- ・平成 25 年度の本数密度は全ての箇所では施工直後よりも増加
- ・種数及び樹高もほとんどの箇所では増加

施工前と比較し広葉樹の種数・密度ともに増加していることが分かりました。樹高も年々高くなっていることから、発生した広葉樹は着実に成長していることが分かりました。

【スギ・ヒノキの樹高・胸高直径・開空度】

- ・樹高、胸高直径は、ともに着実に成長
- ・形状比は年々低下
- ・開空度は年々低下

着実に気象害に強い形状に成長していることが分かりました。しかし樹高成長に比べ直径成長は経年的に緩やかな傾向にあり、また開空度は年々低下しています。より災害に強い森林を目指すためには、今後も間伐等を行う必要があります。



下草が回復し、樹林化が進行している。

(H20 施工 南伊豆町二条)

【土砂の移動】

- ・下層植生の増加に伴い、移動土砂が減少する可能性

植生の回復が順調な箇所では、土砂の移動が軽減する可能性があります。

【生物多様性調査】

- ・ 甲虫の種数、個体数ともに増加

甲虫の種数は、対照と比較して平成 20 年度は少なく、平成 21 年度からは多くなりました。施工直後の平成 20 年度は、間伐やそれに伴う森林のかく乱などの影響により種数が減少したものの、その後は事業の効果により種数・個体数ともに施工地の値が大きくなったものと考えられます。

- 竹林・広葉樹林等再生整備事業

【発生した広葉樹の密度・種数・樹高】

- ・ 密度は、減少と増加が見られる箇所、増加する箇所が確認された
- ・ 種数は増加傾向
- ・ 樹高は年々増大

南伊豆町二条では、広葉樹の密度が減少した後増加し、その後また減少する傾向にありました。ここでは、光環境の改善による増加と競合による減少が起きていると考えられます。

浜松市都田では施工直後と比較し施工後 6 年目の密度は約 9 倍に増加しましたが、その増加は施工後 4 年目から頭打ちの傾向にありました。

どちらの調査地でも、種数及び樹高は増加傾向にありました

【タケの再発生数】

- ・ 毎年若タケ刈りを行っている場所では、施工後 4 年目でタケの再発生は無くなったが、その後もわずかながら再発生は見られた

除草剤の散布、若タケ刈りが行われても翌年にはタケは再発生することから、継続して若タケ刈りを行う必要があります。また、再発生が見られなくなった後も継続した見回りは必要となります。

これらの調査については、これからも、継続して経年変化を調べていくことが必要です。

また、シカ等による食害被害対策や再整備をした箇所においても回復状況を調べる必要があります。

回復した「森の力」を持続的に発揮させるためには、広葉樹との混交林（「針広混交林」）へと誘導させる必要があります。

しかしながら、「針広混交林」に誘導するためには、短くても数十年、長ければ 50、60 年といった時間が必要です。

その過程は、「森の力再生事業」によって下層植生が回復した「侵入・定着段階」、広葉樹が林内で成長する「生育段階」、そして広葉樹がスギやヒノキの樹高に追いつく「混交段階」の 3 つの段階に区分することができます。

「針広混交林」へと誘導するためには、これからも、現状の森林がどの段階にあるのかを見極め、それに応じた施業を実施することが必要です。

※ 本県と比べると、東北地方の方が、一般的に雪の影響で樹冠に空きが生じている、天然林は落葉広葉樹林が主体で林内が明るくなる時期が多い、ことから、下層植生が豊富であると考えられています。

2 事業実施による波及効果

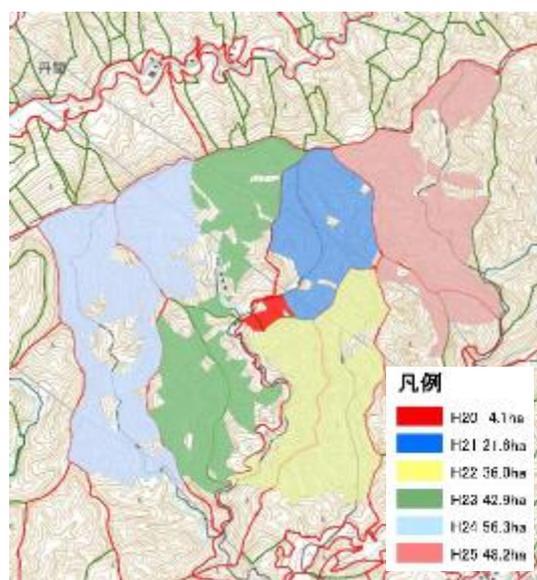
「森の力再生事業」では、荒廃した森林の「森の力」を回復させることを目的としています。事業を実施したことによって、「森の力」の回復以外にも、様々な波及効果が生まれました。

(1) 地域住民による森林管理

① 森林施業の集約化※の取組

「森の力再生事業」により森林が整備されたことをきっかけに、森林所有者の森林に対する関心が高まってきました。

掛川市倉真では、「NPO 時ノ寿（ときのす）の森クラブ」が隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、この事業を契機に森林整備事業に参入した田旗造園建設株式会社（掛川市葛川）が作業を行いました。



周辺の所有者も森林の整備に対する関心が高まったことにより、地域での合意形成が図られ、徐々に整備する森林が広がりました。

その結果、平成20年度から25年度までの6年間で約210haの区域の森林が一体的に整備されました。

この区域ではこの一体的な整備をきっかけに、引き続き「NPO 時ノ寿の森クラブ」が国の制度（「森林経営計画」※）を活用して、適切に森林を管理していく仕組みが出来上がりました。

② 里山保全活動の取組

「森の力再生事業」により竹林や広葉樹林が整備されたことをきっかけに、地域の住民が主体となった団体が、引き続き若竹刈りや植樹活動等、事業で整備した森林を保全するための活動を行っています。

整備前



整備直後



整備後



住民（三ツ池里山の会）による地域の憩いの場となる里山の保全活動（若竹刈り、サクラの植栽、下刈）

（藤枝市下藪田）

南伊豆町青野では「南伊豆万葉の里運営協議会」が、藤枝市下藪田では「三ツ池里山の会」が、菊川市倉沢では「NPO 里山再生クラブ」が、それぞれ継続的な保全活動を行っています。

「三ツ池里山の会」は、藤枝市下藪田の住民が中心となった里山保全活動の団体です。「森の力再生事業」による竹林の伐採後、地域の憩いの場づくりを目指して、若竹刈りやサクラの植樹、下刈などを行っています。

また、総合建設業の株式会社村田組（焼津市飯渕）が、社会貢献活動の一環として、この活動に参加し、重機による作業道づくりを手伝うなど、取組が広がっています。

このような取組に積極的に参画・行動することで、「森の力再生事業」を身近に感じる、地域の森林や環境を守ることの大切さを理解する、とともに、人との関わり合いを大切する心も育まれています。

(2) 発生した木材・竹材の有効活用

伐採した木材・竹材は、土砂の流出を防止するために林内に敷き並べるだけではなく、運び出せる木材・竹材については積極的に運び出して、利用されています。

8年間で約12万m³の木材が、製品等として利用され、県産材としての利用促進等に寄与しました。



製材品として出荷 (有)小寺製材所

静東森林経営協同組合（小山町）が「森の力再生事業」で伐採した木材の一部は、県東部で最も規模の大きな製材工場である(有)小寺製材所（小山町棚頭）に納入されました。

この製材所で一般住宅に使われる柱や板類などに加工され、県内外に出荷されています。

「NPO 法人時ノ寿の森クラブ」は、「森の力再生事業」により伐採した丸太を使用して、活動拠点であるクラブハウス「森の駅」（掛川市倉真）を建てました。

このクラブのメンバーでもある設計士と棟梁が匠の技を発揮し、伝統的木造工法を再現し、木のある暮らしの良さをPRしています。



時ノ寿の森クラブ クラブハウス「森の駅」

田旗造園建設株式会社は、「森の力再生事業」により伐採した竹材を使用して、掛川市での海岸防災林再生の取組（『いのちを守る「希望の森」づくり』）内で砂浜に砂が積もるよう促す施設（堆砂垣（たいさがき））を作りました。



伐採した竹材を搬出



砂丘を造成するため砂を堆積させる堆砂垣に伐採した竹材を利用



由比沖に沈められる間伐材の漁礁

由比漁協（静岡市清水区）は、由比地区で「森の力再生事業」により伐採された丸太を使用して、漁礁（魚類を増やすための構造物）を作製し、由比沖の海底に設置しました

潜水調査の結果、漁礁には、季節に応じてイサキやシマアジなど十数種類の魚やアオリイカの産卵などが確認できました。

森林整備を進めながら海洋資源を豊かにするという「山」と「海」の連携モデルとなりました。



間伐材の漁礁に群がる魚

(3) 林内路網の整備

作業の安全性や効率性を確保するため、幅員がおおむね 3.0m 以内の簡易な作業用の道路（作業車道）を 8 年間で約 350 km 開設しました。

開設した道路は、これからも森林の管理や立木の伐採、木材の搬出作業等に活用することができます。

御殿場市森林組合は、組合員の森林を「森の力再生事業」を活用して整備しています。平成 25 年度に施工した御殿場市東田中では、施工地

(10.19ha) 内に作業車道を「網目状」に 2,040m 開設し、以前と比べて、森林所有者や整備者等が簡単に森林内に入ることができるようになりました。

施工地の代表者は、「この現場は、森林所有者 53 人いるが、皆、自分の山林に軽トラックで行くことができるようになった。大変ありがたい。自分の山林を管理しようという気持ちも芽生えた。」と語っています。



(御殿場市東田中)

(4) 山村地域の雇用創出

「森の力再生事業」では、チェーンソーを使って立木を伐採する作業が主体となることから、一般的な公共事業と異なり、事業費に占める労務費の割合が高いことが特徴です。

このお金は、「森の力再生事業」が行われている山村地域に還元されることとなります。

8 年間では、推定で約 50 億円の労務費が投入されており、推定では年間 220 人相当の山村地域の雇用創出にも貢献しました。

(5) 林業事業体の経営基盤の強化

森林整備の担い手である林業事業体（森林組合や民間事業体）等では、平成 18 年度の事業開始以降、現場の作業員や事務の職員等の新たな雇用や、林業機械※の導入等、経営基盤の強化に努めています。

8 年間では、34 事業体が 135 人を新規に雇用し、10 事業体が新たに林業機械を導入しました。



プロセッサによる造材（枝払い、玉切り作業）

株式会社いしい林業（南伊豆町）は、平成 17 年度に設立された新しい林業事業体です。



設立の翌年から「森の力再生事業」が始まったため、事業を活用して、森林の整備に取り組んできました。

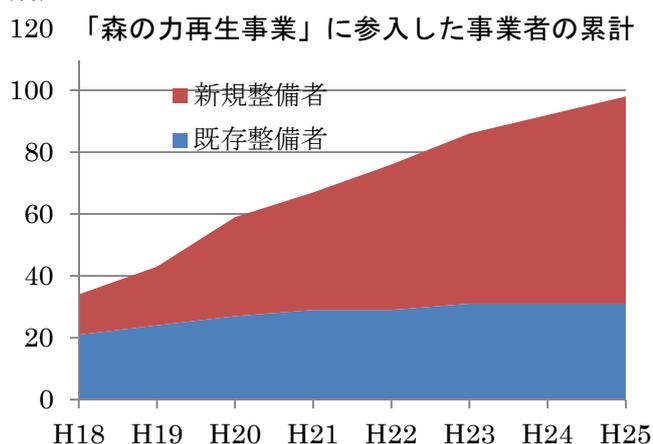
この事業により、毎年、安定した事業量を確保できることから、平成 24 年度には、グラップルを導入し、森林整備を拡大するとともに、林業生産にも取り組み始めました。

グラップル（丸太の仕分け、積込みに使用）

(6) 森林整備の新たな担い手の確保

平成 18 年度の事業開始以降、(者)造園業や建設業等の異分野からの参入や、NPO 法人が発足する等、森林整備の新たな担い手が誕生しています。

この事業に参入した 98 の整備者のうち、既存の森林整備者（平成 18 年度時点で県の森林整備入札参加資格を有している者）は 3 分の 1 であり、残りの 3 分の 2 は、新規整備者が占めています。



作業車道の開設

西島土木株式会社（御前崎市）は、事業が開始された平成 18 年度から「森の力再生事業」に参入し、御前崎市及び菊川市の竹林、広葉樹林等を 8 年間で約 90 ヘクタール整備してきました。

建設業の得意分野である機械施工の能力を活かし、作業車道の開設を組み合わせながら、効率的な森林整備を進めています。

(7) 多様な森林景観の形成

公共施設や集落周辺の森林が整備されたことにより、眺望が良くなり、彩りが添えられるなど、地域の自然や歴史的・文化的景観と調和した良好な森林景観が形成されました。

伊豆市小立野では、市の庁舎や病院の背後の竹林が拡大し、景観を損ねていたことから、市民からも、整備の要望の声が上がっていました。

平成24年度に事業により整備した結果、竹林を伐採した後に広葉樹が生え、本来の彩り豊かな森林景観を取り戻しつつあります。

整備前



竹林が拡大し、景観を損ねている。

2年後



竹林を伐採した後に広葉樹が育っている。

土砂の移動を防止するため土留柵に伐採した竹材を利用



下層植生の回復状況



3 県民からの意見

市町担当者や森林所有者、整備者から、事業と事業の効果について、次のような御意見をいただきました。

(1) 市町の森林・林業関係担当者からの主な意見

平成 26 年度には地域の声を代表する市町の森林・林業関係担当者から様々な意見をいただきました。

- ある地区では、整備後、地域の方から「災害の避難地に活用できるようになってよかった。」と言われた。（南伊豆町）
- 市民からは、目にふれる箇所竹林整備の評判がよい。（沼津市）
- 荒廃森林の整備手段として、有効であると評価する。（小山町）
- 荒廃森林対策として非常に効果がある。（富士宮市）
- 手入れを放棄していた森林所有者の関心が高まり、手入れをするようになった。事業の目的に沿った結果となっている。（静岡市）
- 周囲の森林所有者の森林整備に対する意識を高める役割を果たしている。（川根本町）
- 竹林・広葉樹林整備は事業を実施した箇所が評判となって、口コミで広がっている。（菊川市）
- 太田川ダム周辺を中心に事業を実施したことで、ダム周辺の荒廃森林の多くが適正に管理され、「森の力」も回復しつつあると実感している。（森町）
- 荒廃森林の再生や森林組合の業績改善、雇用の確保につながっているため、大変ありがたい。（浜松市）

(2) 森林所有者からの主な意見

権利者である平成 25 年度施工地の森林所有者から、この事業の効果について、意見を伺いました。

- 檀家や参詣者等からたくさんの賛辞をいただきました。心を和ます里山風景を楽しまれていると思います。（賀茂事務所管内）
- 次の世代を担う若い人達が、今後、山を守っていく動機付けになりました。（東部農林事務所管内）
- 木材の搬出に利用した作業車道が残り、自分の山に軽トラで行くことができるようになって、ありがたいです。（東部農林事務所管内）
- 景色が大変よくなりました。手入れがされたので、イノシシが出なくなりました。（東部農林事務所管内）
- 今後の木の成長が楽しみです。（中部農林事務所管内）
- 相続により山林を贈与されたがどのように管理すればいいのか困っていました。整備後の写真を見て安心しました。（西部農林事務所管内）

- 見晴らしが非常によくなりました。不法投棄が減ると思います。(西部農林事務所管内)

(3) 整備者からの主な意見

平成 25 年度に整備者（林業事業体やNPO、ボランティア団体等）の方から、この事業に対する意見をいただきました。

- 口コミで事業の評判が広がっています。（森林組合）
- 組合の経営に非常に役立っています。（森林組合）
- 県民の意識が高まったと感じています。（民間事業体）
- ビジネス林業の研修も受けていて、高性能林業機械の導入を検討しています。（建設業者）
- 市役所が説明会を開催してくれるので、地域との調整をスムーズに行うことができます。（NPO団体）
- 隣接する農地への竹林の拡大を防ぐことができ、農業の振興にも役立っています。（造園業者）

IV 「もりづくり県民税」と「森の力再生事業」の普及啓発

1 広報の取組

「森の力再生事業」は、県民税に上乗せして負担していただいている「もりづくり県民税」を財源に事業を実施しています。

このため、税の仕組みやその用途等について県民から理解が得られるよう、積極的な広報活動を行っています。

こうした広報活動を通じ、森林整備の必要性や税と事業に対する理解が県民に徐々に浸透しています。

対象	取組内容
共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・ラジオによる広報 ・ 県主催イベント等における説明 ・ DVD作成・配布・上映 ・ 県民だより掲載 ・ ホームページに掲載 ・ 市町広報誌掲載 ・ 事業実施による看板設置・横断幕掲示
県民向け（納税者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税通知書への記載・説明同封 ・ 森づくり県民大作戦での説明等 ・ タウンミーティングの実施 ・ アンケート調査の実施 ・ キャラバン隊による広報 ・ コンビニ・ショッピングセンター等におけるポスター掲示、リーフレット配架 ・ 地域貢献事業の実施
権利者向け（森林所有者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会の開催 ・ アンケート調査の実施
整備者向け（林業事業者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会の開催 ・ 業界誌への掲載 ・ 業界団体の会合等における事業説明
その他の関係者や専門家等向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長・商工会議所等への個別訪問による事業説明 ・ 市長会、町村長会における説明 ・ 森林審議会における事業説明 ・ 県総合情報誌への掲載

(1) 広報媒体を使ってPR

県民だよりや県のホームページの他、県が主催するイベントではブースを設けて、事業や事業の効果等のPRをしています。



県民だより



県ホームページ



イベントでのブース出展

(2) コンビニエンスストアでPR協定を結んで、コンビニエンスストアには定期的にポスターを掲示させていただいたり、リーフレットを置かせていただき、税と事業をPRしています。



リーフレットの配架



ポスターの掲示

(3) 街頭等でPR

平成22年度には、キャラバン隊を編成し、県内30箇所でPR活動を行いました。



アピタ静岡



三津シーパラダイス

また、「森の力再生事業」で整備した森林や伐採した木材・竹材を活用し、税や事業を県民に広報する団体に対して、その経費を助成しました。(14団体 9,697千円)

遠州鉄道株式会社では、PR用の箸袋を製作して、遠鉄ストア28店舗で配布しました。



遠鉄ストアでの配布



箸袋(表)



箸袋(裏)

(4) 施工地でPR

「森の力再生事業」で整備した施工地のうち、道路や建物等から近い所では、実際に整備した状況や発現した効果を見ていただき、その場所が「もりづくり県民税」によって整備されたことを理解していただくため、事業の趣旨を説明した看板を設置したり、横断幕を掲げています。



看板の設置



横断幕の掲示

(5) 新聞やコミュニティ紙への掲載

積極的に報道機関等に情報提供を行うことで、新聞やコミュニティ紙にも取り上げていただき、多くの県民に見ていただくよい機会となりました。



静岡新聞（平成26年10月19日（水曜日）朝刊）

静岡新聞（平成26年11月4日（火曜日）朝刊）



2 県政世論調査

県では、県民の生活についての意識、県政の主要課題についての意識等を把握し、県政推進のための基礎的な資料とするため、毎年度、「県政世論調査」を実施しています。

平成 25 年度には、「「もりづくり県民税」と荒廃森林に関する意識」調査を調査の対象としました。

(1) 調査の概要

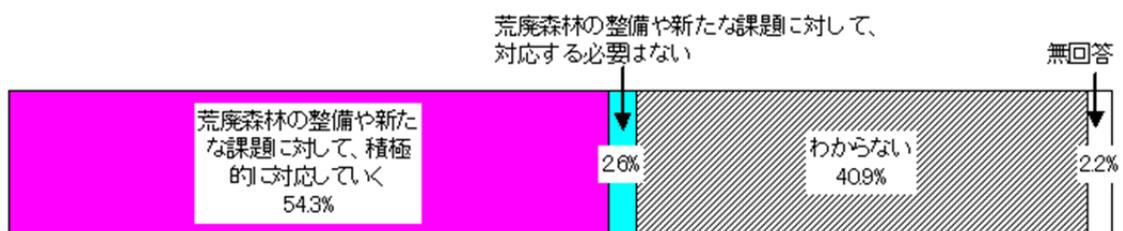
- ・ 調査地域 静岡県全域
- ・ 丸調査対象 県内在住の満 20 歳以上の男女個人
- ・ 標本数 4,000
- ・ 調査方法 郵送法（配布及び回収）
- ・ 調査時期 平成 25 年 7 月 2 日～7 月 16 日
- ・ 調査機関 株式会社 S B S プロモーション

(2) 「もりづくり県民税」の周知度

調査の結果、「もりづくり県民税」の周知度は 30.2%で、「もりづくり県民税」を知った方法では、「県民だより」が 50.0%で最も高く、次いで「新聞」27.9%、「テレビ・ラジオ」26.1%、「市町の広報誌」25.5%の順になりました。

(3) 「森の力再生事業」の方向

「荒廃森林の整備や新たな課題に対して、積極的に対応していく」と回答した人は 54.3%、「荒廃森林の整備や新たな課題に対して、対応する必要はない」は 2.6%となりました。



○「森の力再生事業評価委員会」
による評価と提言

私たち、「静岡県森の力再生事業評価委員会」は、静岡県がこれまで実施した「森の力再生事業」（以下、「事業」という。）の執行状況と事業の効果に関して検証し、以下のとおり事業に対する評価及び課題と今後の取組への提言をとりまとめました。

I 事業の執行及び効果に関する評価

1 事業の執行について

平成 18 年度から平成 25 年度に実施した事業の執行について、「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に沿って行われているかを検証しました。

検証の結果、いずれも荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者による整備が困難なもので、その有する公益的機能（以下、「森の力」という。）を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として、適正に執行されていると評価します。

2 事業の効果について

整備が完了して3年以上を経過した箇所について、「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に適う効果が現れているかを検証しました。

下層植生の回復状況と上木の生育状況を検証した結果、おおむね順調に回復・生育しており、事業の効果が現れていると評価します。

また、事業を執行したことによって、地域住民の社会貢献意欲が向上して里山保全活動につながるとともに、路網の整備や異業種からの参入、新規就業者の増加等、林業の振興や山村の活性化に寄与する効果も生まれました。

II 「もりづくり」の課題と今後の取組への提言

事業では、10年間で12,300haの緊急性の高い荒廃した森林を再生する計画で、事業は順調に進み、様々な効果が現れています。

しかし、本県の40万haの森林（民有林）では、これ以外にもまだ荒廃した森林が存在し、想定外の集中豪雨の頻発やシカ等による食害の深刻化、放置された竹林・広葉樹林の拡大等、新たな課題が生まれています。

また、事業によって回復・生育した森林は、樹木の成長に合わせた適正な管理を実施することによって、「森の力」を持続的に発揮します。

さらに、引き続き荒廃した森林の再生に取り組み、また新たな課題の解決を図るためには、その費用を負担する県民からより支持と信頼を得る必要があります。

このため、今後の荒廃した森林の再生の取組（以下、「もりづくり」という。）への提言として、次のような取組を求めます。

1 「森の力」の回復に必要な「もりづくり」の継続

県内には、まだ多くの荒廃した人工林や里山の森林があります。所有者による整備が困難なため、手入れが行き届かない森林では、「森の力」が低下して、県民の生活に影響がでることが心配されます。

「森の力」の恩恵を全ての県民が受けることができるよう、引き続き間伐の実施や倒木の処理、危険木や繁茂した竹の除去など、「もりづくり」に取り組むことを求めます。

2 「森の力」の持続的な発揮に向けた仕組みの構築

回復した「森の力」を持続的に発揮させるためには、継続的に人工林を管理するとともに、県産材の利用拡大や森林整備の担い手の育成・確保、野生鳥獣被害対策の強化、魅力ある山村づくりなど、幅広い施策と一体的に取り組むことが不可欠です。

また里山の森林の持続的な管理には、竹資源の循環利用が不可欠であることから、需要創出への取組に対して支援していくことが必要です。

このようなことから、今後の「もりづくり」では、事業の執行によって得られた波及効果を県内に普及し、進展させるとともに、他の施策と積極的に連携、協力して、より効率的・効果的に推進し、「森の力」の持続的な発揮に向けた仕組みづくりに取り組まれることを求めます。

3 「もりづくり」に関する広報活動の充実

「もりづくり」に対して県民からより支持と信頼を得るためには、県民の共感を生むような取組が必要です。

「もりづくり」によって得られた様々な効果がどのように県民に還元されているかをわかりやすい表現で積極的に情報提供するとともに、地域住民の取組にも着目し、またメディアを戦略的に活用するなど、広報の活動を充実させることを求めます。

以上のような取組により、「森の力」を持続的に発揮するとともに、「もりづくり」について一層、県民の関心と理解が深まり、さらに産業としての林業の復活や地域の活性化にまで発展していくことを期待します。

○「森の力再生事業評価委員会」

開催実績

私たち、「静岡県森の力再生事業評価委員会」は、「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に従い、県が実施する「森の力再生事業」の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため、平成18年度より、事業の執行状況や効果について、検証・評価を行っています。



平成23年度第1回評価委員会

基金条例等に定められた使途に沿っているか、目的とした事業効果が現れているか、検証・評価するとともに、今後の事業執行のあり方等について提言を行っています。



平成24年度事業評価報告書の手交

1 平成18年度開催実績

(1) 第1回評価委員会

- ① 開催月日 平成19年1月31日（水）
- ② 開催場所 静岡県庁別館9階第1特別会議室
- ③ 議事
 - ・ 委員長、委員長代理選出
 - ・ 「森の力再生事業」評価の方法について
 - ・ 「森の力再生事業」事業計画について

(2) 第2回評価委員会

- ① 開催月日 平成19年3月12日(月)
- ② 開催場所
 - ・ 現地調査：静岡市葵区横山
 - ・ 議事：静岡市林業センター会議室(静岡市葵区千代)
- ③ 現地調査 平成18年度「森の力再生事業」施工地
- ④ 議事 「森の力再生事業」評価の方法について

2 平成19年度開催実績

(1) 第1回評価委員会

- ① 開催月日 平成19年6月29日(金)
- ② 開催場所 静岡県庁別館20階第1会議室A
- ③ 議事
 - ・ 平成18年度「森の力再生事業」事業実績について
 - ・ 「事業評価対象箇所」の抽出について

(2) 第2回評価委員会

- ① 開催月日 平成19年10月31日(水)
- ② 開催場所
 - ・ 現地調査：伊豆市大平
 - ・ 議事：伊豆市いきいきプラザ会議室
- ③ 現地調査
 - ・ 平成18年度「森の力再生事業」施工地
 - ・ 平成19年度「森の力再生事業」施工予定地
- ④ 議事 平成18年度「森の力再生事業」の検証・評価

(3) 平成18年度「森の力再生事業」の検証・評価結果

- ① 報告月日 平成19年12月12日(水)
- ② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	検証・評価結果	平成18年度に事業実施した114箇所(面積:877ha)いずれも適正に執行されており、事業目的に適う効果が期待できると評価。
		事業成果についての県民広報に一層努める。
II	提言	多様な整備者の参入をさらに進める。
		下層植生の回復状況を継続的に確認し、回復が不十分な箇所については適切な措置をとる。
		現場で発生した木材や竹材の利用に努める。

		簡易作業路の整備水準は、対象林地の状況に応じて柔軟に対応できるよう検討する。
--	--	--

(4) 第3回評価委員会

- ① 開催月日 平成20年3月17日(月)
- ② 開催場所 静岡県庁別館20階第1会議室A
- ③ 議事
 - ・「森の力再生事業」の整備効果の検証
 - ・「事業評価委員会」の提言に対する取組について

3 平成20年度開催実績

(1) 第1回評価委員会

- ① 開催月日 平成20年6月17日(火)
- ② 開催場所
 - ・現地調査：菊川市半済
 - ・議事：掛川グランドホテル
- ③ 現地調査
 - ・平成19年度「森の力再生事業」施工地
 - ・平成20年度「森の力再生事業」施工予定地
- ④ 議事
 - ・平成19年度「森の力再生事業」事業実績について
 - ・「事業評価対象箇所」の抽出について

(2) 第2回評価委員会

- ① 開催月日 平成20年10月27日(月)
- ② 開催場所
 - ・現地調査：富士宮市粟倉礼打場
 - ・議事：県富士総合庁舎201会議室
- ③ 現地調査 平成19年度「森の力再生事業」施工地
- ④ 議事
 - ・平成19年度「森の力再生事業」の検証・評価
 - ・「事業評価報告書」の検討

(3) 平成19年度「森の力再生事業」の検証・評価結果

- ① 報告月日 平成20年12月3日(水)
- ② 検証・評価結果及び提言

	項 目	検証・評価結果及び提言内容
I	検証・評価結果	平成 19 年度に事業実施した 157 箇所（面積：1,171ha）
		いずれも適正に執行されており、事業目的に適う効果が期待できると評価。
II	提言	事業の成果について、県民への広報に一層努める。
		事業の実施が山村の活性化につながるよう努める。
		「森の力」の回復状況を継続的に確認し、回復が不十分な箇所については適切な措置を取るとともに、事業の環境面への影響も調査する。
		多様な整備者の参入をさらに進める。
		現場で発生した木材や竹材の利用にさらに努める。

(4) 第 3 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 21 年 3 月 19 日（木）
- ② 開催場所 静岡県庁西館 4 階第 2 会議室
- ③ 議事
 - ・ 「森の力再生事業」の整備効果の検証
 - ・ 「事業評価委員会」の提言に対する取組について

4 平成 21 年度開催実績

(1) 第 1 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 21 年 6 月 8 日（月）
- ② 開催場所 静岡県庁別館 20 階第 1 会議室 A
- ③ 議事
 - ・ 平成 20 年度「森の力再生事業」事業実績について
 - ・ 「森の力再生事業」更新等状況報告作成指針について
 - ・ 「事業評価対象箇所」の抽出

(2) 第 2 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 21 年 9 月 2 日（水）
- ② 開催場所
 - ・ 現地調査：焼津市花沢
 - ・ 議事：静岡県庁別館 20 階第 1 会議室 A
- ③ 現地調査 平成 20 年度「森の力再生事業」施工地
- ④ 議事
 - ・ 平成 20 年度「森の力再生事業」の検証・評価

- ・ 「事業評価報告書」の検討

(3) 現地調査

① 調査月日・調査場所

	開催月日	調査場所
東部地区	平成 21 年 10 月 14 日 (水) 平成 21 年 10 月 16 日 (金)	小山町新柴、御殿場市東田中、御殿場市神山
中部地区	平成 21 年 10 月 13 日 (火)	静岡市葵区大間、静岡市葵区横沢
西部地区	平成 21 年 10 月 19 日 (月)	浜松市天竜区龍山町瀬尻 2 箇所

- ② 調査内容 平成 18 年度「森の力再生事業」施工地の下層植生の更新状況

(4) 第 3 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 21 年 12 月 11 日 (金)
- ② 開催場所 静岡県庁別館 9 階第 2 特別会議室
- ③ 議事
- ・ 「静岡県事業仕分け」について
 - ・ 「森の力再生事業」更新等状況について
 - ・ 「事業評価報告書」の検討

(5) 平成 20 年度「森の力再生事業」及び平成 18 年度「森の力再生事業」施工地における回復状況に係る検証・評価結果

- ① 報告月日 平成 21 年 12 月 25 日 (金)
- ② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	新規の事業実施状況について	平成 20 年度に事業実施した 180 箇所 (面積 : 1,363ha) いずれも適正に執行されており、事業目的に適う効果が期待できると評価。
II	整備の終わった森林の回復状況について	平成 18 年度に事業実施した 114 箇所 (面積 : 877ha) 整備が完了して 3 年を経過した箇所の下層植生の回復状況を検証した結果、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断。
III	今後の事業実施に向けての提言	実施している事業や税の必要性、さらにはその成果について、県民への広報に一層努める。

		現場で発生した木材や竹材の利用にさらに努める。
		「森の力」の回復状況を継続的に確認するとともに、事業の環境面への影響と効果も調査する。
		整備が完了して3年を経過した箇所のうち今後の推移を見守る必要がある一部の箇所については、その経過を調査し、回復が不十分な場合には適切な措置を取る。
IV	事業開始から3年を経過した森の力再生事業に係る提言	当該事業が荒廃森林の解消に効果が高いことが認められた。
		引き続き事業を継続し、当初計画に基づいた森林の持つ公益的機能の回復に努める。

(6) 第4回評価委員会

- ① 開催月日 平成22年3月16日（火）
- ② 開催場所 静岡県庁別館8階第1会議室A
- ③ 議事
 - ・ 「森の力再生事業」の整備効果の検証
 - ・ 「事業評価委員会」の提言に対する取組について

5 平成22年度開催実績

(1) 第1回評価委員会

- ① 開催月日 平成22年7月2日（金）
- ② 開催場所 静岡県庁別館8階第1会議室A
- ③ 議事
 - ・ 平成21年度「森の力再生事業」事業実績について
 - ・ 今後の「森の力再生事業」の進め方について
 - ・ 「事業評価対象箇所」の抽出

(2) 第2回評価委員会

- ① 開催月日 平成22年9月6日（月）
- ② 開催場所
 - ・ 現地調査：浜松市西区庄和町
 - ・ 議事：県浜松総合庁舎101会議室
- ③ 現地調査 平成21年度「森の力再生事業」施工地
- ④ 議事
 - ・ 平成21年度「森の力再生事業」の検証・評価

- ・ 「事業評価委員会」の提言に対する取組について

(3) 現地調査

① 調査月日・調査場所

	開催月日	調査場所
東部地区	平成 22 年 10 月 8 日(金)	富士宮市栗倉礼打場
中部地区	平成 22 年 10 月 15 日(金)	島田市笹間上松下
西部地区	平成 22 年 10 月 13 日(水)	掛川市倉真、菊川市半済

- ② 調査内容 平成 19 年度「森の力再生事業」施工地の下層植生の更新状況

(4) 第 3 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 23 年 1 月 12 日 (水)

- ② 開催場所 静岡県庁別館 9 階第 2 特別会議室

③ 議事

- ・ 「もりづくり県民税」の課税延長について
- ・ 「事業評価委員会」による更新状況調査及び林業事業者との懇談会について
- ・ 平成 19 年度「森の力再生事業」施工地の更新等の状況
- ・ 平成 18 年度「森の力再生事業」施工地のうち、経過を観測すべき箇所状況
- ・ 「事業評価報告書」の検討

(5) 平成 21 年度「森の力再生事業」及び平成 19 年度「森の力再生事業」施工地等における回復状況に係る検証・評価結果

- ① 報告月日 平成 23 年 1 月 25 日(火)

- ② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	新規の事業実施状況について	平成 21 年度に事業実施した 169 箇所（面積：1,312ha）
		いずれも適正に執行されており、事業目的に適う効果が期待できると評価。
II	整備の終わった森林の回復状況について	平成 19 年度に事業実施した 157 箇所（面積：1,171ha）
		平成 18 年度施行地のうち、引き続き調査が必要とされた 10 箇所（面積：77ha） 整備が完了して 3 年以上を経過した箇所の下層植生の回復状況を検証した結果、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断。

Ⅲ	今後の事業実施 に向けての提言	実施している事業の成果と波及効果、税の必要性について、県民への広報に一層努める。
		現場で発生した木材や竹材の利活用にさらに努める。
		整備が完了して3年を経過した箇所のうち、今後の推移を見守る必要がある一部の箇所については、その経過を調査し、回復が不十分な場合には適切な措置を取る。
		「森の力」が確実に回復できるよう、食害対策や伐採率等整備手法の検討をする。

6 平成 23 年度開催実績

(1) 第 1 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 23 年 7 月 15 日（金）
- ② 開催場所 静岡県庁別館 20 階第 1 会議室 A
- ③ 議事
 - ・ 委員長選出
 - ・ 「森の力再生事業」平成 22 年度事業実績及び平成 23 年度事業計画
 - ・ 「事業評価対象箇所」の抽出
 - ・ 平成 22 年度「地域貢献活動事業」事業の実績について
 - ・ 「モニタリング調査結果」について

(2) 第 2 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 23 年 11 月 11 日（金）
- ② 開催場所
 - ・ 現地調査：沼津市西野
 - ・ 議事：沼津市片浜地区センター
- ③ 現地調査 平成 22 年度「森の力再生事業」施工地
- ④ 議事
 - ・ 台風 15 号による森林被害の状況について
 - ・ 平成 22 年度「森の力再生事業」の検証・評価
 - ・ 「事業評価委員会」の提言に対する取組について

(3) 現地調査

台風 15 号の被害のため、調査地に通じる林道の数箇所では崩土が発生し、車両の通行が不可能になったため、中止。

(4) 第3回評価委員会

- ① 開催月日 平成24年1月20日(金)
- ② 開催場所 静岡県庁別館9階第2特別会議室
- ③ 議事
 - ・平成20年度「森の力再生事業」施工地の回復等の状況について
 - ・平成19年度「森の力再生事業」施工地のうち、経過を調査した箇所
の状況について
 - ・「事業評価報告書」の検討

(5) 平成22年度「森の力再生事業」及び平成20年度「森の力再生事業」
施工地等における回復状況に係る検証・評価結果

- ① 報告月日 平成24年2月2日(木)
- ② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	新規の事業実施 状況について	平成22年度に事業実施した179箇所(面積: 1,549ha)
		いずれも適正に執行されており、事業目的に合う 効果が期待できると評価。
II	整備の終わった 森林の回復状況 について	平成20年度に事業実施した179箇所(面積: 1,363ha) 平成19年度整備地のうち、引き続き調査が必要と された16箇所(面積:138ha)
		整備が完了して3年以上を経過した箇所の下層植 生の回復状況を検証した結果、計画どおりの効果 が期待できる事業であると判断。
III	今後の事業実施 に向けての提言	「森の力」が確実に回復できるよう食害対策や整 備手法の検討を行うとともに、回復が不十分な場 合には適切な措置をとる。
		実施している事業の成果と波及効果、税の必要性 について、県民への広報に引き続き努める。
		現場で発生した木材や竹材の利活用に引き続き努め る。

7 平成24年度開催実績

(1) 第1回評価委員会

- ① 開催月日 平成24年7月20日(金)
- ② 開催場所 静岡県庁西館4階第1会議室A
- ③ 議事

- ・ 「森の力再生事業」平成 23 年度事業実績及び平成 24 年度事業計画
- ・ 「事業評価対象箇所」の抽出
- ・ 「モニタリング調査結果」について
- ・ 「列状伐採等の整備手法と風倒被害の因果関係調査結果」について

(2) 第 2 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 24 年 10 月 19 日(金)
- ② 開催場所
 - ・ 現地調査：磐田市上野部
 - ・ 議事：県北遠総合庁舎 4 階会議室
- ③ 現地調査 平成 23 年度「森の力再生事業」施工地
- ④ 議事
 - ・ 平成 23 年度「森の力再生事業」の検証・評価
 - ・ 「事業評価委員会」の提言に対する取組について

(3) 現地調査

- ① 調査月日 平成 24 年 11 月 21 日(水)、11 月 22 日(木)
- ② 調査場所
 - ・ 「モニタリング調査」：島田市伊久美
 - ・ 平成 24 年度「森の力再生事業」施工地（竹林・広葉樹整備）：島田市高熊

(4) 第 3 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 25 年 1 月 24 日(木)
- ② 開催場所 静岡県庁別館 7 階第 1 会議室
- ③ 議事
 - ・ 平成 21 年度「森の力再生事業」施工地整備箇所の回復等の状況について
 - ・ 平成 20 年度以前「森の力再生事業」施工地のうち、経過を調査した箇所の状況について
 - ・ 「事業評価報告書」の検討

(5) 平成 23 年度「森の力再生事業」及び平成 21 年度「森の力再生事業」施工地等における回復状況に係る検証・評価結果

- ① 報告月日 平成 25 年 2 月 13 日(水)
- ② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	新規の事業実施状況について	平成 23 年度に事業実施した 175 箇所（面積：1,342ha）

		いずれも適正に執行されており、事業目的に合う効果が期待できると評価。
II	整備の終わった森林の回復状況について	平成 21 年度に事業実施した 169 箇所（面積：1,312ha） 平成 20 年度以前の整備地のうち、引き続き調査が必要とされた 16 箇所（面積：116ha） 整備が完了して 3 年以上を経過した箇所の下層植生の回復状況を検証した結果、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断。
III	今後の事業実施に向けての提言	「森の力」が確実に再生できるよう食害対策や整備手法の検討を行うとともに、回復が遅れている場合には整備後 5 年を目途に、適切な対策を講じる。 「森の力」の回復状況の調査に当たっては、下層植生の回復状況の調査とともに、整備後 5 年を経過した上木の生育状況を確認する。 実施している事業の必要性・成果と波及効果、税の必要性について、県民への広報に引き続き努める。 伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努める。

8 平成 25 年度開催実績

(1) 第 1 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 25 年 7 月 9 日(火)
- ② 開催場所 静岡県庁別館 9 階第 2 特別会議室
- ③ 議事
 - ・ 委員長、委員長代理選出
 - ・ 第 3 期「事業評価委員会」運営方針について
 - ・ 「森の力再生事業」平成 24 年度事業実績及び平成 25 年度事業計画
 - ・ 「事業評価対象箇所」の抽出
 - ・ 「モニタリング調査結果」について
 - ・ 「森の力再生事業」全体の検証・評価に向けて

(2) 第 2 回評価委員会

- ① 開催月日 平成 25 年 10 月 28 日(月)
- ② 開催場所 静岡県庁別館 9 階第 2 特別会議室
- ③ 議事
 - ・ 平成 24 年度「森の力再生事業」の検証・評価

- ・ 「事業評価委員会」の提言に対する取組について

(3) 現地調査

① 調査月日、調査場所（静岡市）

	調査月日	下層植生の回復状況（人工林整備）	平成 25 年度施工地（竹林・広葉樹整備）
①	平成 25 年 11 月 8 日（金）	葵区口坂本	葵区井宮町
②	平成 25 年 11 月 12 日（火）	葵区黒俣	駿河区向敷地

② 調査内容

- ・ 下層植生の被覆・生育状況、残存木の生育状況
- ・ 整備者からの意見聴取（回復状況調査結果並びに事業計画、実施及び管理に関する取組）

(4) 第 3 回評価委員会

① 開催月日 平成 26 年 1 月 17 日（金）

② 開催場所 静岡県庁本館 4 階 401 会議室

③ 議事

- ・ 平成 22 年度「森の力再生事業」施工地の回復等の状況について
- ・ 平成 21 年度以前「森の力再生事業」施工地のうち、経過を調査した箇所の状況等について
- ・ 「上木の生育状況調査結果」について
- ・ 「事業評価報告書」の検討

(5) 平成 24 年度「森の力再生事業」及び平成 22 年度「森の力再生事業」施工地等における回復状況に係る検証・評価結果

① 報告月日 平成 26 年 2 月 3 日（月）

② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	新規の事業実施状況について	平成 24 年度に事業を実施した 182 箇所、（面積：1,203ha）
		いずれも適正に執行されており、事業目的に適う効果が期待できると評価。
II	整備の終わった森林の回復状況等について	平成 22 年度に事業を実施した 179 箇所（面積：1,549ha）
		平成 21 年度以前の整備地のうち、引き続き調査を必要とした 25 箇所（面積：229ha）
		整備が完了して 3 年以上を経過した箇所について下層植生の回復状況と上木の生育状況を検証した

		結果、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断。
Ⅲ	今後の事業実施に向けての提言	「森の力」が確実に再生できるよう整備手法を検討し、実施するとともに、回復が遅れている場合には、整備後5年を目途に、適切な対策を講じる。
		「森の力」の回復状況の検証に当たっては、下層植生の回復状況と上木の生育状況を引き続き調査する。
		実施している事業の成果と波及効果について、県民の理解を深める効果的な広報に努める。
		伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努める。

9 平成26年度開催実績

(1) 第1回評価委員会

- ① 開催月日 平成26年7月30日(水)
- ② 開催場所 静岡県庁本館4階401会議室
- ③ 議事
 - ・平成26年度「事業評価委員会」実施計画
 - ・「森の力再生事業」平成25年度事業実績及び平成26年度計画
 - ・「事業評価対象箇所」の抽出
 - ・「モニタリング調査結果」について
 - ・「森の力再生事業」全体の執行状況及び効果に関する検証

(2) 第2回評価委員会

- ① 開催月日 平成26年10月15日(水)
- ② 開催場所 静岡県庁別館9階第2特別会議室
- ③ 議事
 - ・平成25年度「森の力再生事業」の検証・評価
 - ・「事業評価委員会」の提言に対する取組について
 - ・「評価と提言」報告書(中間とりまとめ)(素案)について



(3) 現地調査

- ① 調査月日 平成26年11月18日(火)、11月28日(金)
- ② 調査場所

平成26年度現地調査

- ・ 平成 25 年度「森の力再生事業」施工地（人工林整備）：伊豆市湯ヶ島茅野
- ・ 平成 24 年度「森の力再生事業」施工地（竹林・広葉樹整備）：伊豆市小立野

③ 調査内容

- ・ 回復が遅れている箇所に係る森の力再生に向けた取組
- ・ 森の力の再生によって生じた波及効果（景観の向上）

(4) 第 3 回評価委員会

① 開催月日 平成 27 年 1 月 13 日(火)

② 開催場所 静岡県庁別館 9 階第 2 特別会議室

③ 議事

- ・ 平成 23 年度「森の力再生事業」施工地の回復等の状況について
- ・ 平成 22 年度以前「森の力再生事業」施工地のうち、経過を調査した箇所の状況等について
- ・ 「上木の生育状況調査結果」について
- ・ 「事業評価報告書」の検討

(5) 平成 25 年度「森の力再生事業」及び平成 23 年度「森の力再生事業」施工地等における回復状況に係る検証・評価結果

① 報告月日 平成 27 年 1 月 22 日(木)

② 検証・評価結果及び提言

	項目	検証・評価結果及び提言内容
I	新規の事業実施状況について	平成 25 年度に事業を実施した 146 箇所、(面積：968ha)
		いずれも適正に執行されており、事業目的に合う効果が期待できると評価。
II	整備の終わった森林の回復状況等について	平成 23 年度に事業を実施した 174 箇所(面積：1,307ha) 平成 22 年度以前の整備地のうち、引き続き調査を必要とした 16 箇所(面積：116ha)
		整備が完了して 3 年以上を経過した箇所について下層植生の回復状況と上木の生育状況を検証した結果、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断。
III	今後の事業実施に向けての提言	これまでの事業の実施によって得られた知見を活かして、「森の力」が確実に再生できるよう、適切に事業を遂行する。
		「森の力」の回復状況の検証に当たっては、モニ

		<p>タリング調査並びに下層植生の回復状況及び上木の生育状況調査を引き続き行うとともに、再整備を行った箇所についても調査する。</p>
		<p>伐採した木材や竹材の利活用が促進されるよう、需要の創出に向けた取組との連携、協力を努める。</p>
		<p>事業の成果と波及効果について、県民の理解を深める効果的な広報に努める。</p>

○ 資料編

静岡県もりづくり県民税条例

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 88 号

(趣旨等)

- 第 1 条** この条例は、すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、静岡県税賦課徴収条例(昭和 47 年静岡県条例第 8 号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 県民税の均等割のうち、次条及び第 3 条の規定により加算した額に係るものを「もりづくり県民税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第 2 条** 平成 18 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 400 円を加算した額とする。
- 2 平成 26 年度及び平成 27 年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第 8 項の規定にかかわらず、同項の定める額に 400 円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

- 第 3 条** 平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、法第 52 条第 1 項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

(使途)

- 第 4 条** 知事は、もりづくり県民税に係る収納額に相当する額からもりづくり県民税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、別に条例で定めるところにより、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第 2 条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 400 円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 100 円」とする。
- 3 平成 19 年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第 2 条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 400 円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 2 条第 4 項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 200 円」とする。

附 則(平成 20 年 7 月 18 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条、第 3 条、次項及び附則第 4 項の規定 公布の日

附 則(平成 22 年 8 月 6 日条例第 34 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 28 日条例第 47 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日条例第 44 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

静岡県森の力再生基金条例

平成18年3月24日

条例第19号

(設置)

第1条 静岡県もりづくり県民税条例(平成17年静岡県条例第88号)第4条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第2条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第4条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に従い、静岡県交通基盤部が実施する森の力再生事業（以下「事業」という。）の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行状況や事業の効果について、検証・評価すること。
- (2) 事業に関する提言をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、交通基盤部長が委嘱する。
- 3 (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任することを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、交通基盤部管理局政策監において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

(第1回目の委員会)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は環境森林部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

この要綱は、平成20年4月3日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生事業評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第8条の規定に基づき、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が非公開が適当であると判断した場合は、この限りではない。

2 公開の方法等については、情報提供の推進に関する要綱（平成15年3月14日付け私情第23号総務部長通知）に基づき行うものとする。

3 傍聴定員は10人以内とする。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではない。

(会議の議長)

第3条 議長は、議事を整理する。

2 議長は、議場の秩序を保持し、必要があると認めるときには、秩序を乱した者を退場させることができる。

(議事録)

第4条 委員会の会議については、議事録を作成し、審議内容に係る会議資料と併せて公開するものとする。ただし、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に該当する情報については、この限りでない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年1月9日から施行する。

静岡県森の力再生事業評価委員会委員名簿

1 第1期評価委員会

(1) 任期 平成19年1月9日から平成23年3月31日

(2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	野中 正子	
NPO 法人 静岡県環境カウンセラー協会	牧 榮伸	
静岡県中小企業団体中央会 理事	高田 雅司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会	村松 尋代	
財団法人静岡経済研究所 副理事長（平成22年4月～ 浜松学院大学現代コミュニケーション学部 教授）	佐藤 克昭	委員長
静岡大学農学部 教授	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	加藤 静富	
静岡県立大学国際関係学部 助教授	児矢野 マリ	
空間造形コーディネーター	清水 裕子	
富士常葉大学環境防災学部 教授	藤川 格司	

2 第2期評価委員会

(1) 任期 平成23年5月21日から平成25年5月20日

(2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	野中 正子	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会 理事	高田 雅司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会	村松 尋代	
浜松学院大学現代コミュニケーション学部 教授	佐藤 克昭	委員長
静岡大学農学部 教授（平成25年4月～ 静岡大学大学院農学研究科 教授）	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	木村 幸典	
静岡大学教育学部 教授	小南 陽亮	
空間造形コーディネーター（平成25年4月～ 空間造形コーディネーター、大阪市立大学都市研究プラザ研究員）	清水 裕子	
富士常葉大学環境防災学部 教授（平成24年	藤川 格司	

4月～ 富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授、平成25年4月～ 常葉大学大学院環境 防災研究科 教授)		
--	--	--

3 第3期評価委員会

- (1) 任期 平成25年5月21日から平成27年5月20日
- (2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	野中 正子	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会 理事	高田 雅司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会	村松 尋代	
浜松学院大学現代コミュニケーション学部 教授（平成26年4月～ 佐藤経済研究所 所 長）	佐藤 克昭	委員長
静岡大学大学院農学研究科 教授	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	木村 幸典	
静岡大学教育学部 教授（平成26年4月～ 静岡大学教育学部 教授、附属浜松中学校長）	小南 陽亮	
空間造形コーディネーター、大阪市立大学都市 研究プラザ研究員	清水 裕子	
常葉大学大学院環境防災研究科 教授	藤川 格司	

4 事務局

- (1) 環境森林部環境政策室（平成19年1月から平成19年3月）
- (2) 建設部管理局企画監（企画・広報担当）（平成19年4月から平成20年3月）
- (3) 建設部管理局政策監（平成20年4月から平成22年3月）
- (4) 交通基盤部管理局政策監（平成22年4月から）

用語説明

	ページ	用語	説明
1	18	京都議定書	先進国における二酸化炭素など温室効果ガスの削減率を1990年比で定めた国際締約のことをいいます。期間は2008年から2012年です。
2	18	胸高直径	樹木の胸の高さの直径のことをいいます。樹木の形状の評価（形状比）や材積測定などの基本となる数値です。
3	19	樹冠	樹木の枝や葉の茂っている部分のことをいいます。葉は光合成を通じた光エネルギーの吸収等に、枝は葉の効率的な配置等の役割を果たしているため、樹冠の成長が、樹木の成長を促します。
4	20	形状比	樹木の形状を表す数値のことをいいます。樹高（m）を胸高直径（cm）で除して得られます。この値が大きいほど細く、小さいほど太い形状であることを示します。 一般的には、形状比80を超えると気象害を受けやすいとされています。
5	21	開空度	樹冠と樹冠の隙間の大きさを表す数値のことをいいます。この値が大きいほど、隙間が多いことを示します。 間伐の直後が一番大きく、樹冠が成長することによって、この値が徐々に低下します。
6	25	移動レート	斜面上で等高線に沿う幅1mのラインを通過する物質の移動量（g/m）を、調査期間中の総降水量（mm）で除して得られた値のことをいいます。 土砂の移動量が減少すると、この値が低下します。
7	27	先駆性樹種	明るい環境を好み、伐採等により他の樹木が生えていない裸地等に真っ先に侵入してくる樹種のことをいいます。

8	29	若タケ刈り	<p>タケは、4～5月に一斉にタケノコを出します。この時期の新タケは柔らかく刈りやすいことから、竹の再生を防ぐためには、この時期に切り落とすことが有効です。</p>
9	33	森林施業の集約化	<p>個々の森林所有者が単独で効率的な施業（植栽や下刈り、伐採等）を実施することが困難な場合が多いため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、路網の整備や間伐等を一括して実施する取組のことをいいます。</p>
10	33	森林経営計画	<p>「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的にまとまりのある森林を対象として森林施業と保護についてたてる5年間の計画です。</p> <p>この計画をたてると国からの補助金や税制上の特例措置等を受けることができます。</p>
11	37	林業機械	<p>立木の伐採（伐木）や木寄せ、枝払い・玉切り（造材）、林道沿いの集積場所までの運搬（集材）等、木材生産の生産性向上や作業の負荷を軽減させるため、林業の現場では自走式機械の導入が進んでいます。</p> <p>林業機械には、プロセッサ（造材を連続して行う自走式機械）やハーベスタ（伐木から造材を一貫して行う自走式機械）、フォーワーダ（造材した丸太を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械）等があります。</p>

